

第2期上板町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



令和8年3月
徳島県上板町

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加などにより社会が大きく変化して
いく中、住民間の結びつきの希薄化や家庭、地域の機能低下が懸念されています。
このような状況下で地域社会では、社会的孤立や8050問題、介護と育児のダブル
ケアやヤングケアラー等の介護者支援の問題など、生活課題は、より複雑化・複
合化しています。

こうした課題に対応するため、公的なサービス提供だけでは解決が難しくなっ
ており、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者などの制度・分野の枠や、「支える
側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、
一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会の構築が
求められています。

解決に向けては、町民の皆様や地域、ボランティア、社会福祉協議会、社会福祉
法人等事業所や団体の皆様との連携による対応が欠かせません。そのため、多様な
主体が協力し、あらゆる人々の活躍や支え合いを推進していくための指針として、
「上板町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画に基づき、年齢や障がいの有無に関係なく、どのような状態になっても、
すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現をめざし
てまいります。

今後、住民の皆さんはもとより、地域の関係組織・機関・社会福祉協議会、社会
福祉法人等事業者や団体と行政が一体となり、互いに助け合い、支え合いのできる
地域づくりに取り組んでまいりますので、皆さんのより一層のご理解とご協力を賜
りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をくださいました策定委
員の皆様を始め、アンケート調査、ヒアリング調査等にご協力いただきました多く
の町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

上板町長 松田 卓男

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	地域福祉とは	2
	（1）地域福祉とは	2
	（2）地域共生社会の実現	3
	（3）法的根拠	4
3	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定	5
	（1）地域福祉活動計画とは	5
	（2）「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義	5
	（3）地域福祉推進のための圏域の考え方	6
4	計画の位置づけ	7
5	計画期間	8
6	SDGs	9

第2章 上板町の現状

1	上板町の現状	11
	（1）人口について	11
	（2）世帯について	12
	（3）高齢者のひとり暮らし世帯について	13
	（4）要介護認定者数の推移	14
	（5）障害者手帳所持者について	15
2	アンケート調査概要	17

第3章 基本理念と基本目標

1	計画の基本理念	18
2	計画の基本目標	19
3	施策の体系	20

第4章 具体的な取組と今後の方向性

基本目標1	地域共生社会の推進	21
基本目標2	福祉サービスの安定的な提供体制づくり	31
基本目標3	支え合いによる生活課題の解決	35
	◎上板町成年後見制度利用促進基本計画	39
	◎上板町再犯防止推進計画	43

第5章 地域福祉活動計画

1	基本理念・基本方針・目標	47
2	地域福祉活動計画の推進	49
3	上板町社会福祉協議会の事業展開	50

第6章 計画の推進体制

1	計画の広報・啓発	53
2	計画の評価・進行管理・見直し	54

資料編

1	上板町地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
2	アンケート結果（抜粋）	57
3	用語集	67

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本町では、これまで町民・地域団体・関係機関が連携し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。見守り活動の広がりや、ボランティアの活発化、子育て世代への支援体制の充実など、一定の成果が見られています。一方で、少子高齢化の進展、独居高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加、生活困窮・孤立・ひきこもりなど複合的な課題は一層深刻化し、多様な生活上の困りごとに対し、従来の分野別支援だけでは十分に対応できない状況が顕在化しています。

国は「地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉法において市町村が地域福祉計画を策定することを位置づけ、分野横断的な支援体制の整備を求めています。高齢者・障がい者・子ども・子育て・困難な問題を抱える女性・生活困窮者など、これまで個別に進めてきた施策を一体的にとらえ、住民・行政・地域団体・事業者が協働して支え合う仕組みを構築することを重視しています。

しかしながら、近年、ひきこもり、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。こうした問題は、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育など生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、事業所や団体、行政が連携し、包括的に支援していき、「地域共生社会」の実現を目指しています。

この「地域共生社会」の実現のために、上板町が定める「地域福祉計画」と社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、具体的な取組を示したものが「上板町地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。本計画の方針に基づき、町民一人ひとりが互いに支え合い、世代や立場を超えて誰もが役割と生きがいを持ちながら安心して暮らせる「共生のまち・上板」を実現するための指針です。行政はもちろん、町民・関係団体・事業者の皆さまと協働し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

あらゆる人が住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無に関係なく安心して暮らせるように、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域における福祉課題の解決に向けた取組を行うことを「地域福祉」と言います。

「地域福祉」を推進するためには、様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちができること」「皆で協力してできること」等（自助・相互扶助・共助・公助の役割分担）の仕組みを築くことが大事です。

■自助・相互扶助・共助・公助と地域福祉の関係図

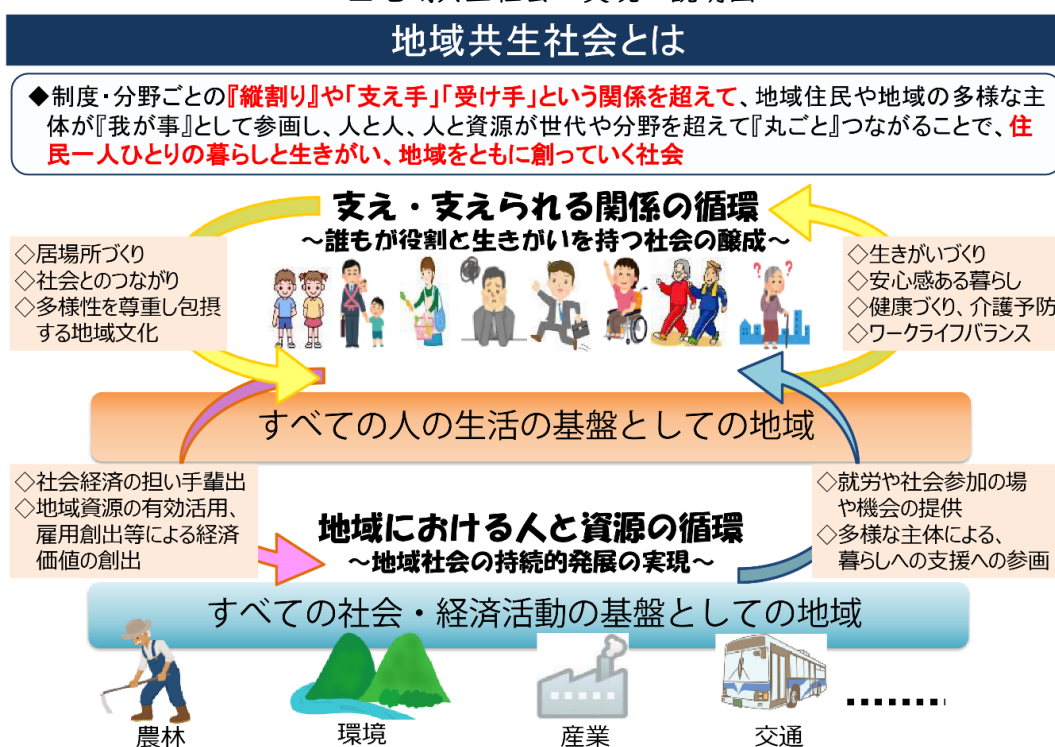


(2) 地域共生社会の実現

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

■地域共生社会の実現 説明図



出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

(3) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本町における地域福祉を推進するための取組の基本となるものです。

■改正社会福祉法の抜粋（令和3年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（平成30年の施行時は「第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項」）

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「上板町成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「上板町再犯防止推進計画」について、本計画の一部として位置づけます。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。

このため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進していくための中心的機能を果たすと同時に、計画策定に係る作業過程そのものが地域福祉を推進する社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

計画策定は、社会福祉協議会を中心としながらも、これからの「福祉のまちづくり」に向けて、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通して、果たすべき役割を明確にし、それぞれがそれぞれの立場で地域福祉を考え、行動していくための指針となるものです。

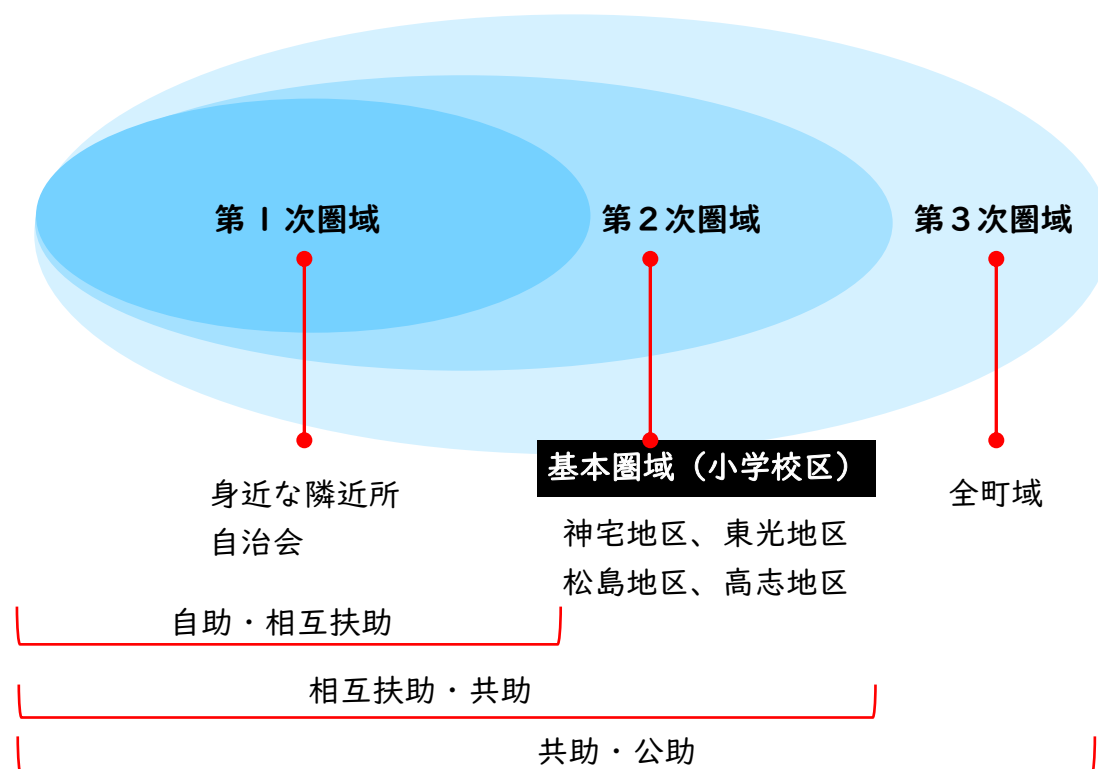
(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するため、具体的な取組を示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域福祉に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

さらに、2つの計画を密接に関連付けて推進するため、「地域福祉活動計画」の実施主体である地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所などの課題、意見及び要望等が、それぞれの計画に生かされ、計画の進捗・達成状況の評価や見直しも反映されやすくなります。

(3) 地域福祉推進のための圏域の考え方

本町の地域福祉活動の推進における主体的な組織は、地区とし、座談会の開催、地区住民活動計画の策定を行っています。この地区が包括する地域がそれぞれの「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また、より身近な関係を「第1次圏域」、そして全町域を「第3次圏域」として位置づけ、町や町社協が全体の方向性の決定や各圏域の取組の支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容
第1次圏域 (第3層)	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、自治会での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。
第2次圏域 (基本圏域) (第2層)	地域住民で組織される地区を基本圏域とし、町社協とも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域 (第1層)	行政などによる保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・町社協・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

※圏域名の（第1層）は、生活支援体制整備事業における活動圏域

4 計画の位置づけ



5 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。ただし、社会的な情勢の変化や高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状との隔たりに応じて、必要な見直しを行います。

地域福祉活動計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間です。計画期間である5年を第1期3年、第2期2年に区分します。第1期は令和7（2025）年度に終了することから、第2期は令和12（2030）年度まで延長します。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第3次総合計画 後期基本計画		第4次総合計画			
地域福祉計画	第2期地域福祉計画				
地域福祉活動 計画(第1期)	地域福祉活動計画(第2期)				
	成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画				
高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画		高齢者福祉計画及び 第10期介護保険事業計画			
第3期障害者計画		第4期障害者計画			
第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			
子ども・子育て支援事業計画					
自殺対策行動計画					
国民健康保険 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) ・第4期特定健康診査等実施計画					
第3次食育推 進計画	第4次食育推進計画				

6 SDGs※¹

SDGs※¹の理念と地域共生社会の考え方はともに目指すところは同じです。地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。

本計画ではSDGs※¹の概念も意識して推進していきます。

目標	地域福祉における各目標との関連づけ
	目標1（貧困） ひとり親世帯、生活保護世帯を含め、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、一人ひとりの状況に応じた包括的な相談支援と支援計画を通じて、住居確保支援、就労支援、緊急支援などの自立に向けた包括的な支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防止するために生活困窮世帯の居場所づくりを進めます。
	目標2（飢餓） 生活困窮者への包括的な自立相談支援を通して、緊急的な一時生活支援として、食料を含めた日常生活に必要な支援を提供します。
	目標3（健康と福祉） 健康づくりの推進、福祉サービスの適切な提供・利用の推進など、すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。また、相談から支援を円滑に行い、複雑化・複合化する課題に的確に対応するため、重層的支援体制を構築していきます。
	目標4（教育） 地域福祉活動を担う人材育成を進めます。また、地域における共生の文化を創造する総合的な活動として福祉教育をとらえ、地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。
	目標5（ジェンダー平等） 互いに助け合い、互いに尊重し認め合うジェンダー平等の意識が欠かせません。地域福祉活動を進める上で、福祉人材の育成、包括的相談支援、防災・防犯の地域づくり、子育て支援等においてLGBTQ※ ² 等のジェンダー平等と相互扶助意識を高めていけるよう取り組みます。

目標	地域福祉における各目標との関連づけ
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>目標 8（成長・雇用）</p> <p>高齢者の就労支援、障がい者の雇用・就業推進、生活困窮者の自立支援、地域活動への支援を通して、誰もが働きがいのある雇用・活動や、安心な暮らしを持続的に進めるよう取り組みます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>目標 10（不平等）</p> <p>年齢、性別、障がい、国籍などに関わりなく、平等にすべての人が健康で支障なく日常生活が送れるよう、福祉教育、包括的相談支援、子どもの貧困対策、健康づくり、権利擁護システムの推進、福祉サービスの充実等に取り組みます。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>目標 11（持続可能な町）</p> <p>自分が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、福祉サービスの充実・適正な提供と支援体制の充実を図り、支え合いの仕組みづくりを行います。また、防災に関して、避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進に取り組みます。さらに、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、重層的支援体制を構築し、安全で快適な環境づくりを推進します。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標 16（平和）</p> <p>高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止、権利擁護の推進、再犯防止などに取り組み、平和で公正な社会をつくるために、地域住民の多くの参画を促し、地域共生社会の実現に取り組みます。</p>
<p>17 パートナースHIPで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17（協働）</p> <p>あらゆる目標を達成するためには、人々の協力は欠かせません。持続可能な地域を構築するため、行政、住民、事業者が互いを尊重し、協働で地域福祉の推進を図ることに取り組みます。</p>

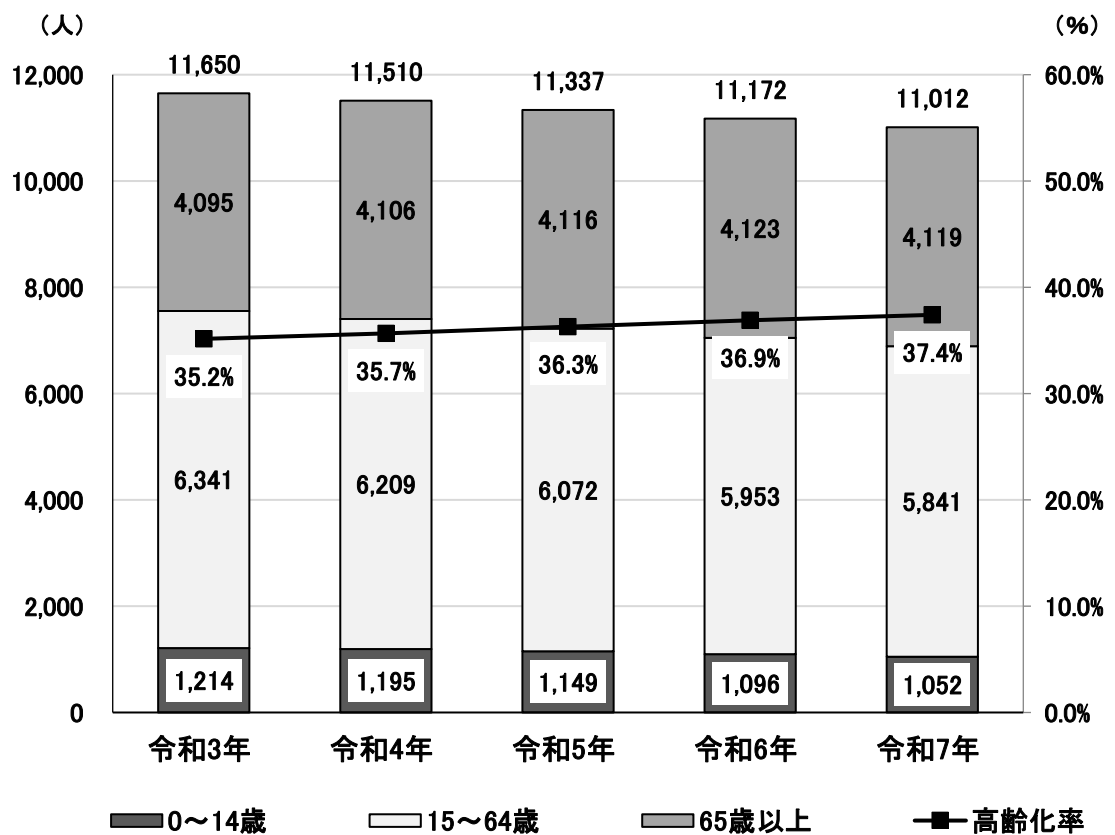
第2章 上板町の現状

Ⅰ 上板町の現状

(1) 人口について

本町の令和7年9月末現在の総人口は、11,012人となっており、令和3年から令和7年にかけて638人減少しています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は、令和3年の35.2%から令和7年の37.4%と少しずつ高齢化が進んでいます。

■ 総人口と年齢3区分人口の推移、高齢化率



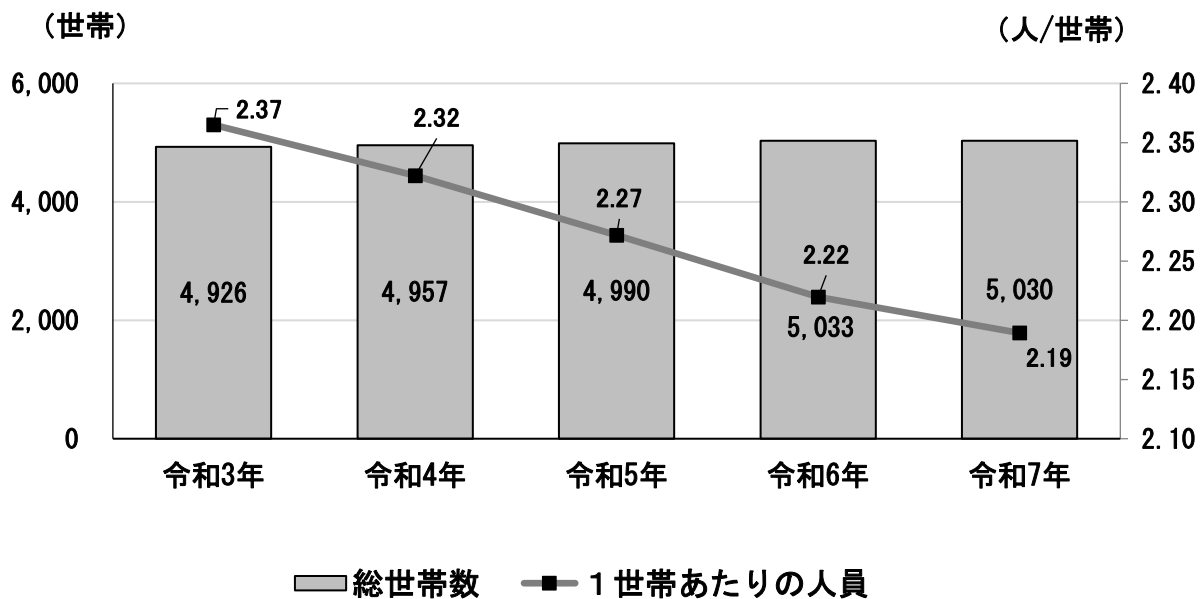
【出典】住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 世帯について

世帯数と世帯平均人員をみると、世帯数は、令和3年の4,926世帯から令和7年には5,030世帯と104世帯増加しています。

世帯平均人員は毎年減少しており、令和3年には2.37人でしたが、令和7年では2.19人となっています。

■世帯数と1世帯あたりの人口



【出典】住民基本台帳（各年9月末現在）

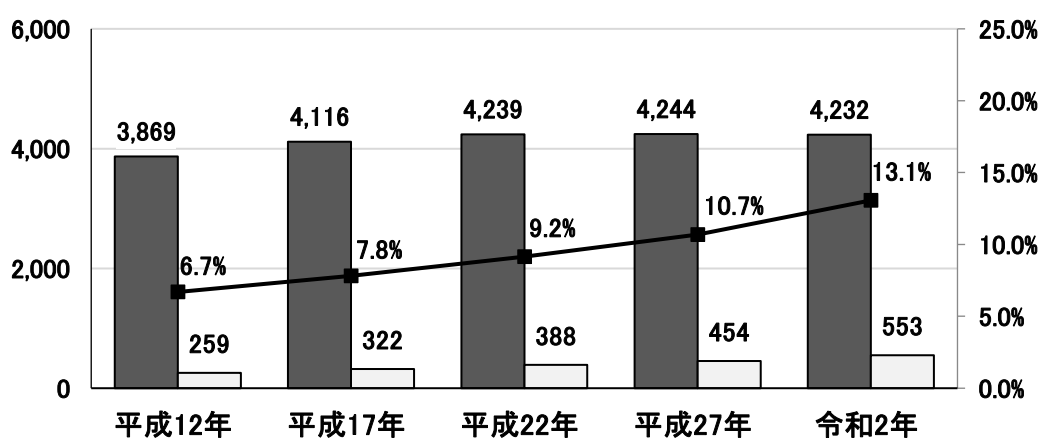
(3) 高齢者のひとり暮らし世帯について

高齢単独世帯数は、平成12年の259世帯から令和2年には、553世帯へと増加しており、一般世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も6.7%から13.1%へ上昇しています。

単独世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も平成12年の44.0%から令和2年には54.9%に上昇しており、単独世帯の半数以上が高齢単独世帯となっています。

■一般世帯数に占める高齢単独世帯数の推移

(世帯)

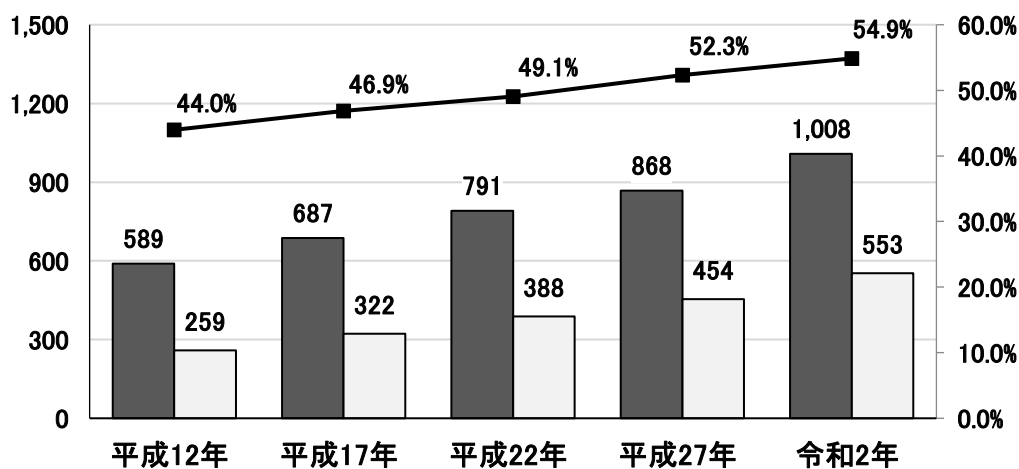


■一般世帯数 □高齢者単独世帯数 ▲一般世帯数に占める高齢単独世帯数の割合

【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

■単独世帯数に占める高齢単独世帯数

(世帯)



■単独世帯数 □高齢者単独世帯数 ▲単独世帯数に占める高齢単独世帯数の割合

【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和元年の 851 人から令和 5 年には 848 人に減少しています。

認定ごとの構成比についてみると、概ね横ばいで推移していますが、「要支援 1」および「要支援 2」が令和 2 年以降増加傾向にあり、「要介護 3」および「要介護 4」が減少傾向にあります。

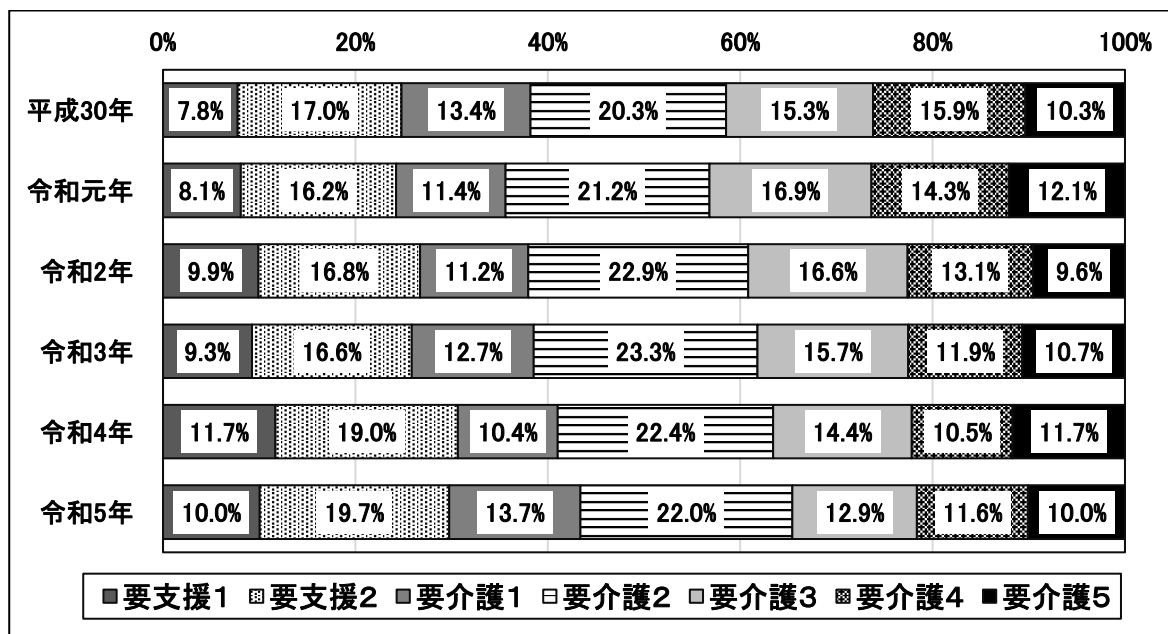
■要介護認定者数の推移

単位：人

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
要支援 1	66	69	82	78	99
要支援 2	145	138	139	140	161
要介護 1	114	97	93	107	88
要介護 2	173	181	189	196	190
要介護 3	130	144	137	132	122
要介護 4	135	122	108	100	89
要介護 5	88	103	79	90	99
全体	851	854	827	843	848

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月末現在）

■要介護度別構成比の推移



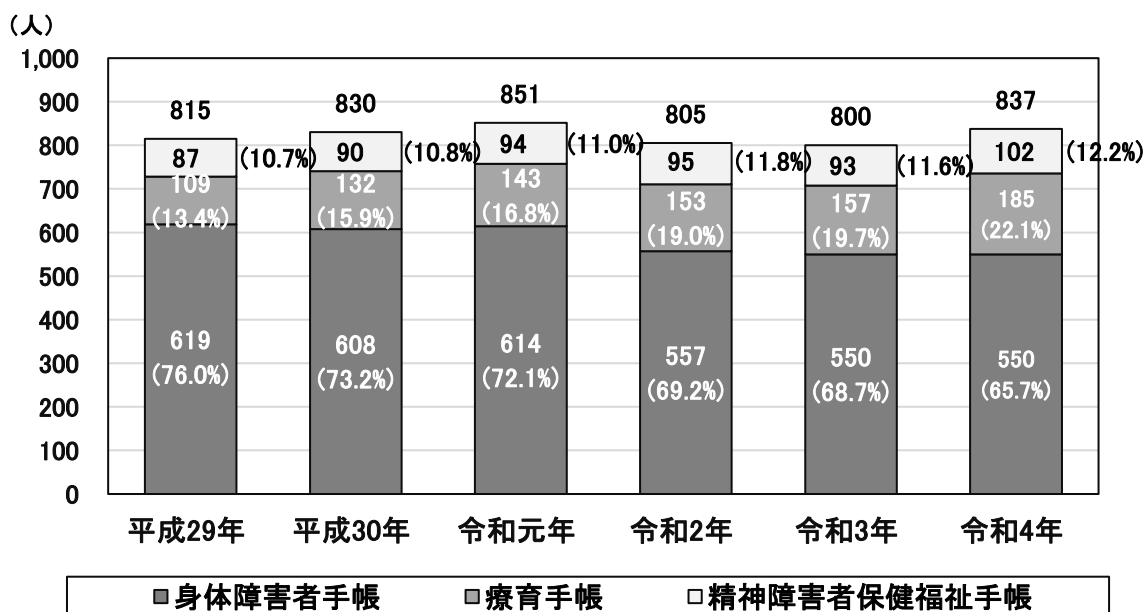
【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月末現在）

(5) 障害者手帳所持者について

障害者手帳所持者（全体）は、平成29年の815人から令和4年には837人に増加しています。

障害者手帳所持者（全体）に占める手帳種別ごとの割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者は平成29年から令和4年にかけて減少が続き、療育手帳所持者は増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいで推移しています。

■障害者手帳所持者の推移



【出典】上板町第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画

■身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	208	211	217	203	202	205
2級	85	83	81	73	70	68
3級	81	77	81	74	69	68
4級	162	155	159	139	145	147
5級	44	38	35	32	29	30
6級	39	44	41	36	35	32

【出典】上板町第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画

■身体障害者手帳所持者の推移（障がい別）

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障がい	22	20	22	19	19	19
聴覚・ 平衡機能障がい	89	96	91	82	82	82
音声・ 言語等障がい	14	13	13	13	13	13
肢体不自由	320	308	307	267	253	245
内部障がい	174	171	181	176	183	191

【出典】上板町第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A1	27	29	31	33	32	37
A2	20	23	24	23	25	35
B1	22	29	31	30	33	43
B2	40	51	57	67	67	70

【出典】上板町第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	22	21	16	12	15	11
2級	38	37	40	40	43	51
3級	27	32	38	43	35	40

【出典】上板町第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画

2 アンケート調査概要

①住民調査

調査対象者	町内在住の18歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和7年7月14日～令和7年7月28日
調査方法	郵送配布、郵送とWEBでの回収
配布数	1,000件
回収率	38.1% (381件) ※内訳 郵送回答 25.8% (258件) WEB回答 12.3% (123件)

②民生委員・児童委員^{※3}調査

調査対象者	民生委員・児童委員
調査時期	令和7年7月22日～令和7年8月26日
調査方法	7月定例会で配布、8月定例会で回収
配布数	29件
回収率	75.9% (22件)

③福祉委員^{※4}調査

調査対象者	福祉委員
調査時期	令和7年7月22日～令和7年8月22日
調査方法	郵送配布回収
配布数	23件
回収率	73.9% (17件)

④保護司・更生保護女性会調査

調査対象者	保護司・更生保護女性会
調査時期	令和7年7月22日～令和7年8月22日
調査方法	郵送配布回収
配布数	41件
回収率	58.5% (24件)

※アンケートの結果（抜粋）については、資料編に掲載しています。

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

基本理念

みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板

地域福祉計画の根拠である社会福祉法では、当計画に基づき、市町村が、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、その他の福祉を包括的に推進することを求めています。

本町では、令和8年度(2026年度)を目標年度とする上板町総合計画において、「まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち上板」を将来像に掲げ、「自分たちの町は自分たちで守り、育てる」という意識を持って、町民一人ひとりが自立しながら支え合い・助け合いにより、福祉や自主防災など様々な分野で地域コミュニティを大切にするまちをめざしています。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、基本理念「笑顔あふれるまちづくり」を、障害者計画で基本理念「障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きるまち」を、子ども・子育て支援事業計画で基本理念「ともにささえあい、安心して子育てができるまち」を掲げてそれぞれ施策を推進しているところであり、これらを包括する理念に基づく地域福祉の推進が求められます。

上板町地域福祉計画では、これらのことを踏まえ、基本理念を「みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板」と定めます。

地域住民、学校や事業所など各機関、行政が物理的にも心理的にも密接につながり、互いに笑顔でそれぞれの役割を果たしながら地域において支え合い活動を行い、災害、犯罪など、万が一の事態に周到に備えるまちをめざしていきます。

2 計画の基本目標

基本目標1 地域共生社会の推進

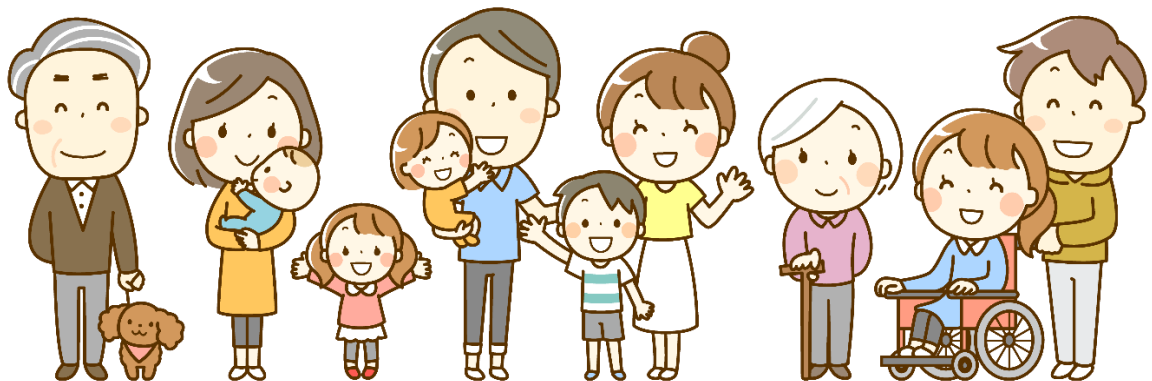
住民一人ひとりが、自分自身ができる地域活動を積極的に行えるよう、意識啓発、人材育成を進め、性別や年代、分野を越えて、誰もが、「我が事」として地域づくりに参加する「地域共生社会」のしくみづくりを進めます。

基本目標2 福祉サービスの安定的な提供体制づくり

高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、各福祉サービスを、きめ細かな相談支援・ケアマネジメント^{※5}のもと、各事業所の協力を得ながら、安定的に提供し、複雑化する住民の福祉ニーズに対応していきます。

基本目標3 支え合いによる生活課題の解決

災害に対する不安、自家用車で自由に移動できない人の生活困難、権利侵害の防止など、住民の日常生活の課題を行政サービスですべて解決することは困難であり、住民同士が互いに支えあうことで、その軽減・解消につなげ、住みよい地域を維持していきます。



3 施策の体系

基本理念

みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板

基本目標

1. 地域共生社会の推進



2. 福祉サービスの安定的な提供体制づくり



3. 支え合いによる生活課題の解決



取組内容

1. 様々な媒体を活用した情報発信
2. 福祉教育の推進
3. 地域福祉を支える担い手の育成
4. 福祉人材の確保と効率的な福祉事業所運営の支援
5. 地域福祉を担う団体の育成強化
6. 地域の支え合い活動の活性化
7. 多分野・多職種協働の体制づくり

1. 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供
2. 相談支援体制・情報提供の充実

1. 災害に強い地域づくりの推進
2. 権利擁護の推進
3. 再犯防止の推進
4. 住民との協働による支援事業の推進

第4章 具体的な取組と今後の方向性

基本目標Ⅰ 地域共生社会の推進

■取組Ⅰ 様々な媒体を活用した情報発信

【現状と課題】

地域住民が町内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するためには、福祉に関する多様な情報提供と意識啓発が不可欠です。

町民アンケート結果では、町の広報紙・ホームページなどから情報を得る人が5割いますが、反面、3割の人は情報を得ていない状況です。

広報、電子媒体の積極的な活用を図るとともに、民生委員・児童委員^{※3}や福祉委員^{※4}を通じて福祉の情報を発信することが求められています。

【施策の方向性】

様々な広報媒体、インターネットなどで、難しい福祉制度をわかりやすく情報提供するとともに、心温まるエピソードの紹介などを通じて、福祉意識の啓発を図ります。

【各主体の取組方針】

住民の取組	◆日頃から町のホームページや広報をチェックしましょう。 ◆福祉について学び、自分自身ができることを考え、実行に移すことを検討していきましょう。
地域の取組	◆心温まるエピソードなど、福祉情報を発信しましょう。
社会福祉協議会の取組	◆社会福祉協議会ホームページ等による福祉意識の啓発の推進に努めます。
行政の取組	◆広報やホームページ等を通じた福祉情報の発信に努めます。

■取組 2 福祉教育の推進

【現状と課題】

「誰もが安心して暮らせるまち」にするためには、住民一人ひとりの多様な生き方を受け入れ、共に支え合い、助け合い、生きる力を育むことが重要です。

住民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育ぶため、小学校から福祉教育、ボランティア活動などの社会学習の機会を通して福祉の学びを深めることが重要です。

【施策の方向性】

町内の小中学校では、各学校での創意工夫や地域の協力のもと、福祉について考え、体験し、理解を深める教育を進めます。

関係課・関係機関が連携しながら、住民・地域活動団体を対象とした、福祉に関する学習機会の充実を図り、住民一人ひとりが我が事として取り組む機運の醸成に努めます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">◆家庭教育の中で、福祉のことを教育していきましょう。◆学校などでの福祉教育に協力していきましょう。◆家庭教育の中で、福祉のことを教育していきましょう。◆福祉をテーマとした生涯学習活動に積極的に参加しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">◆学校などでの福祉教育に協力していきましょう。◆福祉をテーマとした生涯学習活動を積極的に実施していきましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">◆子ども達の福祉体験学習受入の充実を図ります。◆各学校での福祉教育に協力していきます。◆福祉に関する知識講座等の推進及び普及に努めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">◆福祉教育の推進に努めます。◆福祉をテーマとした生涯学習の推進に努めます。

■取組3 地域福祉を支える担い手の育成

【現状と課題】

少子高齢化の進行により、福祉ニーズの多様化や増加が見込まれる中、地域における支え手の高齢化や担い手不足が課題となっていますが、60歳代以下の担い手が少ないのが現状です。

民生委員・児童委員^{※3}及び福祉委員^{※4}アンケート結果では、民生委員・児童委員^{※3}及び福祉委員^{※4}の年齢は、70歳以上が6割弱を占めており、高齢化が進んでいます。

福祉活動を担うのは「人」であり、地域福祉力を高めるのは、「人」と「人」のつながり、ネットワークです。地域で自主的に多様な公益的活動を行う人材の育成を図るとともに、ネットワークづくりを促進し、地域福祉力の強化につなげていきます。

【施策の方向性】

①民生委員・児童委員^{※3}の活動促進と担い手の育成

民生委員法や児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬の地方公務員である民生委員・児童委員^{※3}が、地域住民の身近な相談を受け、専門機関に的確につないでいけるよう、関係機関の連携に努めます。また、民生委員・児童委員^{※3}の担い手の確保と育成に努めます。

②福祉委員^{※4}の活動促進と担い手の育成

上板町社会福祉協議会が委嘱し、民生委員・児童委員^{※3}等と協力しながら、地域住民の身近な相談を受け、専門機関につなぐ役割を担う福祉委員^{※4}は、本町の福祉に携わる重要な人材であり、上板町社会福祉協議会が行う育成活動に協力していきます。

③地域での人材育成と連携強化

認知症サポーター^{※6}、食生活改善推進員^{※7}など、地域で多様な公益的活動を行う人材の育成・支援を図るとともに、人や組織のネットワークの強化に努めます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の民生委員・児童委員^{※3}と日頃から顔のみえる関係づくりに努めましょう。 ◆地域の福祉委員^{※4}と日頃から顔のみえる関係をつくりましょう。 ◆自分自身でできることを検討し、公益的活動にボランティアとして積極的に参加しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆上板町民生委員・児童委員協議会の活動に協力しましょう。 ◆福祉委員^{※4}活動の効果的な事業展開に努めましょう。 ◆各公益的活動団体で、継続的に人材を育成していきましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆上板町民生委員・児童委員協議会と協働で地域福祉活動を推進します。 ◆各関係機関との連携に努めます。 ◆研修等を行い、福祉委員^{※4}の育成に努めましょう。 ◆公益的活動を行う人材の育成事業の推進に努めます。 ◆公益的活動を行う人材のネットワークづくりの推進に努めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆上板町民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。 ◆民生委員・児童委員^{※3}との連携を強化し、情報共有を行います。 ◆民生委員・児童委員^{※3}と福祉委員^{※4}との連携を強化し、活動を支援します。 ◆公益的活動を行う人材の育成事業の推進に努めます。 ◆公益的活動を行う人材のネットワークづくりの推進に努めます。

■取組 4 福祉人材の確保と効率的な福祉事業所運営の支援

【現状と課題】

介護・福祉人材の不足が顕在化し、就業者が親の介護を機に離職する「介護離職」も社会問題となっています。また、福祉サービス事業所では、労働生産性の向上も課題となっています。

【施策の方向性】

①福祉人材の確保に向けた取り組みの推進

福祉人材の確保について、国や県、徳島県福祉人材センターアイネットなど関係機関と連携しながら、資格取得の支援や処遇改善、離職防止等に向けた取り組みを推進します。また、町や社会福祉協議会、町立保育所・幼稚園などにおいて、福祉に携わる学生・研修生等の研修・実習を要請に応じて受け入れ、将来にわたる福祉人材の確保につなげていきます。

②介護・福祉サービス事業所の労働生産性の向上

介護・福祉サービス事業所における人材の有効活用を図るため、県など関係機関と連携し、外国人材の受け入れの促進やAI^{※8}、ロボットの活用も視野に入れ、労働生産性の向上を図っていきます。

③事業所間のネットワークづくりの推進

地域内外の連絡会等を通じて、地域にある介護・福祉サービス事業所が互いに連携・協力できる関係づくりを進め、地域の介護・福祉サービス全体の質の向上につなげていきます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	◆介護・福祉の職について関心を持ち、就職先の1つとして検討しましょう。
地域の取組	◆ボランティアとして、介護・福祉事業所の活動メニューに参加・協力しましょう。
社会福祉協議会の取組	◆福祉サービス事業所として、職員の人材育成を図ります。 ◆社会福祉士や介護福祉士等の資格取得に必要な現場実習を中心に、要請に応じた学生・研修生等の受け入れを進めます。 ◆地域の社会福祉法人や介護・福祉事業所が連携して地域貢献の取り組みを進めていきます。 ◆多能工育成による生産性向上の充実を図ります。
行政の取組	◆介護・福祉事業所の人材育成の促進に努めます。 ◆介護・福祉事業所の労働生産性の向上を促進します。 ◆社会福祉協議会・包括支援センターとの連携・協力体制づくりを促進します。

■取組 5 地域福祉を担う団体の育成強化

【現状と課題】

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、人々の力が集まって活動が支えられています。各団体が十分に活動できるよう、情報共有の機会を設け、連携体制を構築することが重要です。

町民アンケート結果では、住民の6割弱は地域活動に参加していない状況で、ボランティア活動になると8割の人が参加した経験がありません。

ボランティア・NPO^{※9}団体等が活動を行いやすくなるよう意見交換や交流できる場の提供を促進します。地域で公益的活動を行う団体の育成強化を図ります。

【施策の方向性】

①地域活動の活性化

本町では、コミュニティ組織として、支部（自治会・町内会）があり、約7割の住民が参加しています。既存の活動助成である地域づくり助成金（地域づくり事業）の見直し等により、活動の活性化を図るとともに、未結成の地区もあることから、新支部の設立を促進していきます。

②ボランティア活動団体の育成と住民等の参加促進

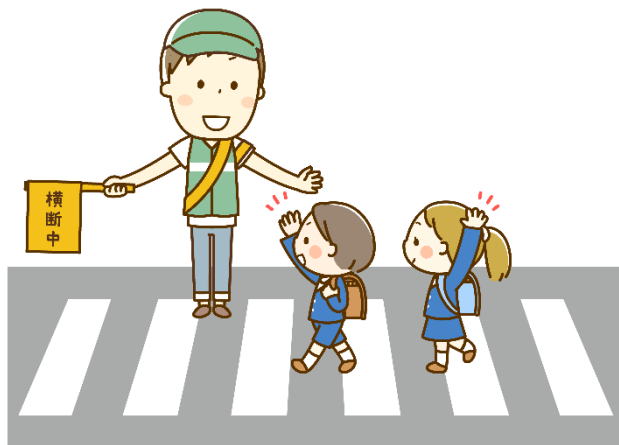
本町には、上板町社会福祉協議会のボランティア連絡協議会、庁内各課と町内の各団体が連携しながら、福祉分野のみならず、学習・スポーツや環境、防災など、様々な分野で多様なボランティア活動の活性化を図ります。また、イベントなどの取組やボランティア活動へ地域住民の参加を促す情報提供に努めます。

③老人クラブの活性化

老人クラブは、会員自身の生きがいづくりに加え、地域貢献活動を率先して行う団体であり、その活性化を図ります。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動やイベントに積極的に参加しましょう。 ◆ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ◆老人クラブの活動に積極的に参加しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動の活性化に努めましょう。 ◆ボランティア活動の活性化に努めましょう。 ◆友人や身近な人に声をかけ、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民自治会・町内会との連携による福祉活動の推進に努めます。 ◆ボランティアに関する情報提供・相談・コーディネートなど幅広く「ボランティアセンター事業」を行っていきます。 ◆ボランティア活動への積極的参加の推進に努めます。 ◆ふれあい教室、みんなでからだ元気講座、太極拳講座、笑いヨガといった自主事業の開催支援を行います。 ◆老人クラブ活動への積極的参加の推進に努めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動やボランティア活動の活性化の促進に努めます。 ◆地域活動やイベントの周知に努めます。 ◆老人クラブや各種団体の活動の周知に努めます。



■取組 6 地域の支え合い活動の活性化

【現状と課題】

社会情勢の変化により、地域社会の連帯感や近所付き合いの希薄化が危惧されています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年から、ますます高齢化が進行し、認知症高齢者や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が予測されています。

町民アンケート結果では、近所の人との付き合いの程度について「たまに立ち話する程度」、「会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない」、「付き合いがない」と回答した割合は全体の7割弱を占め、近所付き合いの希薄化が進行していることが分かります。民生委員・児童委員^{※3}アンケート及び福祉委員^{※4}アンケート結果でも同様に、地区の課題について「若い世代の地域活動への参加が少ない」「隣近所の交流が少ない」「地区の活動が活発でない」と回答した割合が高くなっています。また、住民同士支え合う地域づくりを進めるために、「高齢者のみの世帯」を重点的に見守り対象として活動を行っていることが分かります。

住民同土地域の様々な課題を共有し、お互いに助け合い、支え合う伝統的な自助・相互扶助によって地域社会の連帯感を高め、世代を超えて支え合う地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステム^{※10}を構築することや社会全体で見守り支援する仕組みづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

①地域住民の交流の促進

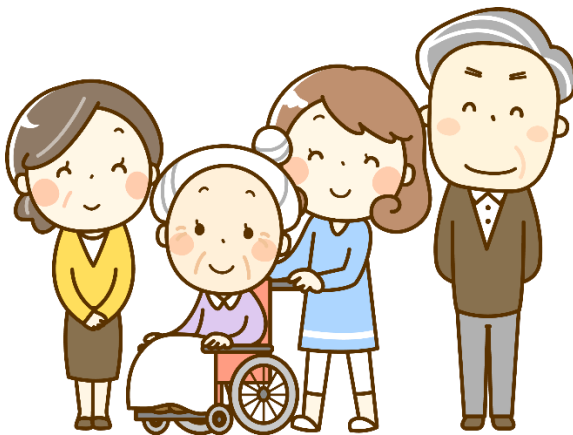
様々な世代の人々がふれあい、お互いが持っている考え・能力などを把握・理解し合う関係を築いていくことや、子育て、障がい、介護等について相談できる居場所づくりを進めること等、地域において世代間交流のコミュニケーションを再生させ、多様なライフスタイルを持つ地域住民を包容できる地域社会の構築を進めます。

②地域見守りネットワークの充実

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域全体で見守る仕組みを作り、相談しやすい環境づくりを進めます。地域と行政とのパイプ役として活動する民生委員・児童委員^{※3}や、地域福祉の相談者である福祉委員^{※4}の活動を支援します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆挨拶や声掛けを積極的に行い、地域の人と交流を持ちましょう。 ◆隣近所とのコミュニケーションを大切にしましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での交流を通して、お互いを見守っていく地域をつくりましょう。 ◆声掛けだけでは支えが不足である場合は、行政と連携できる体制づくりを心掛けましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域ニーズを把握し、関係団体・機関との連携を図るとともに、地域での交流活動等や見守り活動を支えます。 ◆住民同士の支え合い活動や住民主体の地域づくりについて協議する場を設け、共に考え支援します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の見守り活動や各種事業で把握した高齢者・障がい者等についての情報を、関係機関と協議しながら適切な福祉サービスに結び付けることができる体制づくりに努めます。 ◆住民同士の支え合い活動や住民主体の地域づくりについて、助言、調整、支援を行います。



■取組 7 多分野・多職種協働の体制づくり

【現状と課題】

生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、福祉、保健、教育、住民自治、産業振興など、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでのあり方を基本にしつつ、地域住民、地域団体、ボランティア団体、介護・福祉サービス事業所、企業、関係団体・機関により、機動的に多分野・多職種協働が求められています。

【施策の方向性】

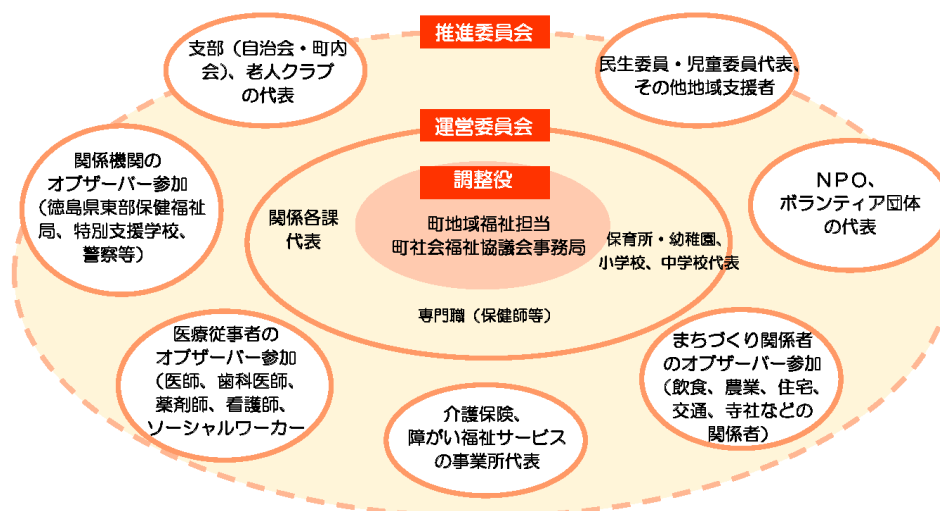
福祉、保健、教育、産業振興、防災など、行政内部の各分野が連携・協働することで、解決が困難な課題にも対応できる体制づくりを進めます。

介護保険制度による地域ケア会議や、障がい者総合支援制度による障がい者自立支援協議会をモデルに、地域福祉を推進するための多分野・多職種協働の協議体を設置・運営します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	◆多分野・多職種協働の協議体の活動に可能な協力を行います。
地域の取組	◆多分野・多職種協働の協議体の活動に積極的に参画します。
社会福祉協議会の取組	◆町と連携し、多分野・多職種協働の協議体を運営していきます。 ◆庁内体制づくりを推進します。
行政の取組	◆庁内体制づくりを推進します。

多分野・多職種協働の協議体のイメージ（例）



基本目標 2 福祉サービスの安定的な提供体制づくり

■取組 1 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供

【現状と課題】

地域での生活を支える福祉サービスの充実は、誰もが望む重要なことです。必要な時に必要なサービスや支援が受けられるよう、適切なサービスを提供するとともに質の高いサービスを確保することが必要です。

町民アンケート結果では、福祉サービスの利用経験がない人は7割います。誰でも利用できる相談事業などの福祉サービスの情報提供を行い福祉サービスの利用につなげることが必要です。

福祉サービスは社会福祉法人のほか、民間企業や各種団体など多様な主体が提供しています。誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など施策の計画的な推進に取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態や認知症等になっても、安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、介護保険制度に基づく介護サービス等の充実を図ります。とりわけ、地域包括ケアシステム^{※10}の強化に向け、在宅医療・介護連携と認知症施策の推進に努めます。

引き続き、地域における福祉サービスの適切な利用の推進を図るとともに、新しいサービスを開発・展開する団体や事業者に対して支援の充実を図ります。

②認知症支援体制の充実

認知症予防、早期診断・早期対応を行うための相談体制の充実、認知症地域連携体制の充実など認知症施策の総合的な取組を推進します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護状態にならないよう、日頃から健康に注意し、介護予防に努めましょう。 ◆介護保険制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。 ◆日頃から健康づくりや心身のリハビリテーションに努めましょう。 ◆障害者総合支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。 ◆乳幼児健診など、公的な事業を利用し、親と子の心身の健康づくりに努めましょう。 ◆子ども・子育て支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。 ◆バランスよい食生活、適度な運動、休養を心がけ、心身の健康づくりに努めましょう。 ◆健診を積極的に受診して、自分自身の健康状態を把握し、生活習慣病の重症化予防に努めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で介護予防や生きがいづくり、ひきこもり防止等の活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆高齢者、障がい者、子育てについての困りごとを地域で話し合い、地域で解決する方策を検討していきましょう。 ◆地域で子育て家庭を支える活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆地域で健康づくり活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険制度の周知に努めます。 ◆障がい者・児の多様な福祉ニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスを展開します。 ◆緊急連絡カードの充実を図ります。 ◆子ども・子育て支援サービスを展開していくことを検討していきます。 ◆児童通学の見守り等の充実を図ります。 ◆保健・健康づくりに関する福祉サービスの推進を図ります。 ◆健康維持増進づくり教室の充実を図ります。 ◆医療機関のリハビリテーション専門職等が関与し、介護予防事業への参加を促進します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護サービス等の充実（在宅医療・介護連携と認知症施策の推進等）を図ります。 ◆障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等の充実を図ります。 ◆子ども・子育て支援サービス等の充実を図ります。 ◆健康増進事業等の充実を図ります。

■取組2 相談支援体制・情報提供の充実

【現状と課題】

近年、生活困窮やひきこもり、8050問題^{*11}、介護と育児を行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」等の地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していることから、従来の高齢、障がいなど属性別の相談支援体制では、対応しきれない事案が増えています。

町民アンケート結果では、日常生活に関する相談相手は、「身内(家族・親族)」と「友人」が中心で、介護や子育て、近所とのトラブルに関しては「特に相談していない(しない)」という割合も高くなっています。一方で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために今後必要なこととして、「日常生活に関する相談窓口の整備」の割合が最も高くなっています。また、福祉的課題のうち「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいよう、社会の中にあるバリアを取り除くこと」、「ひとり親世帯の自立を支援するための地域のつながり」、「認知症の人やその家族を支えるための地域のつながり」、「子どもの貧困に対する支援」、「ヤングケアラーに対する支援」、「買い物や通院などの移動が困難な人への支援」の割合が高くなっています。また、生活困窮にある世帯への支援として必要なことは、「生活困窮世帯の子どもたちの教育支援」、「生活困窮状態の早期発見」が高くなっています。

国では、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、基本的な施策、国及び地方の推進体制等について定める孤独・孤立対策推進法を制定(令和6年4月1日施行)しました。孤独・孤立の問題を抱える人は行政への相談がしづらい場合があることから、相談対応や居場所づくりなどが必要となります。そのため、孤独・孤立の問題についての市民理解の醸成や地域づくり、関係機関との連携の強化、潜在的な課題を抱えた人とのつながりをつくる仕組みづくりなどが重要です。

【施策の方向性】

①身近な相談窓口の充実

近年、8050問題^{*11}やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間や世帯の複雑化・複合化した生活課題が社会問題となっています。多岐にわたる相談に対応するため、町の関係各課や社会福祉協議会、各種団体等と連携を図り、住民が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②包括的相談支援の推進

介護、障がい、子育て、生活困窮の相談窓口や社会福祉協議会などで相談される問題のうち、複合的・複雑化したニーズをとらえ、本質的な課題に対し、部局を越えた調整などを通じて、必要な支援をコーディネートする相談支援の「包括化」を推進します。

③孤独・孤立の問題を抱える人への支援

長期の引きこもり等の課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、潜在的なニーズを抱える人に継続的支援により、課題の改善に向けともに取り組みます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆困ったことがあったときに、どこに相談したらいいか情報を収集し、家族で共有しましょう。 ◆住んでいる地域の民生委員・児童委員^{※3}、福祉委員^{※4}を把握しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の見守り体制の中で支援が必要と思われる人に対して、行政の窓口を案内しましょう。 ◆生活に困窮している人、ヤングケアラーやダブルケアなど、地域で困っている人や孤立している人を見つけた場合は、相談支援機関につなげましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、自ら相談に来られない人など潜在的な支援ニーズを抱えた人の情報を早期に把握し、支援につなげます。 ◆生活困窮者自立相談支援事業の実施にあたり、困窮世帯には情報が入りにくく、相談窓口の周知が行き届かないことも多いため、今後は、関係機関等が連携を図り、積極的に訪問支援に努めていきます。 ◆相談支援のニーズを早期に把握するとともに、当事者が地域で孤立することのないよう民生委員・児童委員^{※3}や福祉委員^{※4}との連携を深めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種相談窓口の相談内容を明確化し、周知を図ります。 ◆必要な情報・サービスが住民に届くよう、必要に応じて専門職等が訪問を行います。 ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員^{※3}などと連携し、相談内容に応じた対応を行います。 ◆継続的な支援が必要な相談者につながり続けるため、専門職による伴走支援を実施します。 ◆配慮が必要な家庭や児童への支援に努めます。 ◆地域ケア会議を通して把握した様々な問題の解決に向け、自助・相互扶助を高めることでの地域の基盤づくりや新たな資源の検討などに取り組みます。 ◆複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住宅確保支援などを通じて、包括的・継続的な支援を行い、ハローワーク等と連携しながら、生活困窮状態からの自立を促します。 ◆孤独・孤立の問題に関する相談窓口の周知や、問題についての住民理解の醸成を図ることで、問題を抱えた人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標3 支え合いによる生活課題の解決

■取組1 災害に強い地域づくりの推進

【現状と課題】

大規模災害が発生した場合、行政の取組「公助」のみでは限界があります。そのような時、住民同士で協力し助け合うことが、一人でも多くの生命、身体を守ることにつながります。

町民アンケート結果では、災害時の緊急避難場所・避難所について、7割の方は「知っている」と回答した一方で、2割の方は「知らない」と回答しています。また、福祉的課題では、「災害時における支援体制」が9割の人が重要と感じています。

また、「避難行動要支援者個別避難計画」を活用し、災害時の避難支援や安否確認等に役立てるとともに、平常時の地域の見守りや支え合い活動につなげていくことが求められています。民生委員・児童委員^{※3}アンケート及び福祉委員^{※4}アンケート結果では、災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることとして、「気にかけて様子をうかがうようにしている」「日頃から声をかけるようにしている」と回答した割合が高くなっています。

特に、高齢者や障がい者など、災害時等に配慮が必要な住民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりが必要です。

【施策の方向性】

①自主防災力の強化

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自主防災組織の育成、防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

災害発生時に全ての住民を守るために、防災・減災に関する情報発信に取り組むとともに、家庭においても防犯や防災などに備えた体制づくりを推進します。

地域における近隣住民相互の声掛けやパトロールなどによる連携、ネットワーク化を進めるとともに、防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組の充実を図ります。

②避難行動要支援者の支援体制の充実

要介護認定や障害者手帳の交付を受けている等により災害時に支援を要する要支援者は、情報の伝達、避難の判断・行動について、周囲からの支援が必要となります。要支援者が平常時の見守りや災害時における支援を受けることができるよう、ご本人の承諾のもと、事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を消防機関、警察、民生委員・児童委員^{※3}、上板町社会福祉協議会、自主防災組織、地域支援者、その他の避難支援等の実施に携わる者等が日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくりを進めます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治会や自主防災組織が実施する防災・防犯に関する取組に積極的に参加しましょう。 ◆避難時に困っている人がいたら、協力しましょう。 ◆非常持ち出し袋の用意など、家庭での防災対策を進めましょう。 ◆災害時に速やかに安否確認、声かけができるように日頃から隣近所で交流を深めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難時に支援が必要な人も一緒に避難訓練をしましょう。 ◆災害の際に迅速な対応ができるよう、交通の妨げになるようなものはないかなど、危険と思われる場所や物について自治会や行政と情報共有をしましょう。 ◆避難行動要支援者個別避難計画作成に協力し、有事の際に一人も取り残さない地域づくりを進めましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時は、上板町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの機能を担うこととなることから、その円滑な支援体制づくりに努めます。 ◆地域の特性を踏まえた災害ボランティア研修会を開催していきます。 ◆町、自治会、自主防災組織との連携による災害時支援体制づくりを進めます。 ◆地域と連携して災害発生時に、実効性のある避難支援がなされることを目的に、個別避難計画を作成します。 ◆避難行動要支援者個別避難計画作成事業を推進します。 ◆緊急連絡カードの推進及び要支援者の把握に努めます。 ◆避難時に支援が必要な方の把握に努めます。 ◆災害時における高齢者の安否確認及びボランティア機能の役割を遂行します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織が相互に協力・連携を高めていけるよう、それぞれの組織が集まり、情報交換を行えるよう、支援を行います。 ◆避難所や緊急避難場所、ハザードマップの更なる周知を図ります。 ◆定期的に避難行動要支援者名簿の管理と更新を行います。 ◆名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合は、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を提供し、地域での支援体制の強化を図ります。

■取組 2 権利擁護の推進

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度であり、誰もが安心して地域生活を送るために必要な手段のひとつです。

町民アンケート結果では、7割弱の人が成年後見制度の内容を知らないと回答した一方で、内容を知っている2割のうち3割の人が「利用したい」と回答していることから、制度を十分に理解し、利用につなげていくことが重要となります。

また、高齢者や子どもへの虐待、DV^{※12}などを未然に防止するためには、行政と地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

アンケート結果でも、「DV^{※12}被害を早期発見するための地域のつながり」、「子ども、障がいのある人、高齢者などの虐待を防ぐための地域のつながり」を重要と考える割合は8割を超えており、啓発活動による意識の醸成や地域での見守りなど、一人ひとりの虐待防止行動の気づきや地域での取組が重要です。

引き続き、成年後見制度の周知及び利用促進や虐待防止啓発、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるように支援する仕組みづくりなど、これまで以上に権利擁護に関する取組を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

①成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人等を支援し、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策を推進します。

②虐待防止

虐待やDV^{※12}等の問題への対応については、背景に様々な要因からなる複合的課題があるケースも多いことから、関係機関との連携のもと、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めていきます。

また、民生委員・児童委員^{※3}や保育所・幼稚園、学校、福祉施設など、関係機関によるネットワークを強化します。

③人権啓発・人権教育の推進

人権尊重意識の高揚を図るため、保育所・幼稚園、学校、事業所、さらには行政機関などでの人権啓発・教育を継続的に推進するとともに、上板町人権教育推進協議会や人権擁護委員をはじめ、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行うなど、人権問題の早期解決に向けた施策の推進を図ります。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の公的支援についての情報を把握しましょう。 ◆ 虐待、暴力、言葉の暴力など人権侵害を一人で悩まず、家族や友人、公的機関に早期に相談しましょう。 ◆ 家庭で人権について話し合い、権利擁護や男女共同参画、人権等について知識を深めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の公的支援について、地域で学習を進めましょう。 ◆ 民生委員・児童委員^{※3}など、地域の役職者を中心に、虐待等の可能性がある家庭の把握に努め、公的機関につなぎ、解決を図りましょう。 ◆ 上板町人権教育推進協議会や人権擁護委員など、地域の役職者を中心に、人権に関する悩みの把握に努め、解決を図りましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域の見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげられるよう目指します。 ◆ 社協ホームページ等による権利擁護に関する制度の情報提供の推進に努めます。 ◆ 虐待防止ネットワークの構成員として、啓発活動や相談支援、関係者の研修と情報共有により、虐待の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。 ◆ 徳島地域人権啓発活動ネットワーク協議会の街頭啓発活動への協力や、各種人権教育研修などを通じて、人権啓発・人権教育を推進します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の防止や早期発見に向け、町の窓口で相談・通報の受付や、虐待を発見した人等が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員^{※3}や地域の見守り活動等との連携を深めます。 ◆ DV^{※12}被害者等への支援を行います。 ◆ 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助事業等による支援を行います。 ◆ 成年後見人制度、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用促進につなげます。 ◆ 虐待防止ネットワークを中心とする啓発活動や相談支援、早期対応の推進に取り組みます。 ◆ 保育所・幼稚園、学校、事業所、行政機関等での人権啓発・教育事業の継続的な推進に努めます。

◎上板町成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がい等によって判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成11(1999)年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12(2000)年4月から開始した制度です。平成28(2016)年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国ではこれまでの取組と、更にノーマライゼーション^{※13}、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。また、法では県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備等に努めることが明示され、平成29(2017)年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として、上板町成年後見制度利用促進基本計画を定めることとします。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 計画の根拠

この計画は、法第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画であり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板」を推進するための基本計画です。

(2) 上位計画との整合性

本計画は、本町の最上位計画に位置付けられる「上板町総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に連動して取り組み、「障害者計画・障害者福祉計画」とその他の関連計画との整合性を図ります。

(3) 計画の期間

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に準ずるものとします。

3. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約等で不利益や悪徳商法の被害者になることがないように、適切な後見人(代理人)等を選び、本人を法的に保護し、権利と財産を守り支援する制度です。

4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備の方針

本町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」として、上板町地域福祉計画における「多分野・多職種協働の協議体」をはじめ、介護保険制度の地域包括支援センター事業や地域ケア会議、障害者総合支援制度の障害者自立支援協議会などを通じて、権利擁護支援の必要な人の発見・支援に努め、必要に応じて専門支援機関につながります。

町民生児童課を中心に、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関、専門支援機関等が連携し、早期の段階からの相談・対応に努め、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用を図ります。

5. 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

本町の住民が利用できる成年後見に関する専門支援機関としては、「社会福祉法人徳島県社会福祉協議会・とくしま権利擁護センター」や、司法書士会による「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島支部」、行政書士会による「コスモス成年後見サポートセンター徳島県支部」、「一般社団法人徳島県社会福祉士会」などがあります。

これらの団体と連携しながら、権利擁護に関する相談支援を行っているところですが、4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を有する常設の地域連携ネットワーク中核機関の設置が求められるところであり、近隣市町との共同設置を協議・検討していきます。

6. 「チーム」「協議会」の具体化の方針

成年後見制度は、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」のために、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」といった体制の確立が求められており、例えば、「本人の置かれた生活状況等を踏まえた医師診断書作成」や「後見人による不正防止」など、テーマに沿った検討を関係機関で連携して進め、こうした組織の設置や強化につなげていきます。

7. 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

成年後見制度の利用に関する助成については、低所得者への支援として、町長申立制度を運用するほか、障がい者については、地域生活支援事業に「成年後見制度利用促進事業」「成年後見制度法人後見支援事業」があります。

これらの制度により、利用促進を図るほか、必要に応じて、新たな助成の制度化を検討していきます。

■取組 3 再犯防止の推進

【現状と課題】

全国で刑法犯検挙率は減少傾向にありますが、一方で検挙者数に占める再犯数は上昇し続けており、約半数に達しています。

町民アンケート結果では、「刑期を終えた人の社会復帰や再犯防止支援」を重要と考える割合は7割となっています。また、保護司・更生保護女性会アンケート結果では、再犯に至る主な理由として「社会の受入環境が整っていない」が6割となっており、再犯防止に向けて、「地域の関係機関との連携」、「就職の受け入れ先への理解・受け入れ先の開拓」と回答した割合が高くなっています。

住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないために「息の長い」支援が求められます。犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、行政、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

更生保護関係の支援者・団体や関係機関などが連携して、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、町民や地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。この計画を、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）第8条に基づく、「上板町再犯防止推進計画」として位置付けます。

罪を償って矯正施設を出所し、立ち直って社会に復帰しようとしたものの、社会経験の不足や高齢・障がい、貧困、周囲の理解不足等の理由により、住居や就労先を確保できないこと、社会に受け入れられずに息苦しさを感じて、再び犯罪をしてしまうことがないよう、関係機関と連携しながら、円滑な社会復帰を促進していきます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「社会を明るくする運動」※¹⁴や「再犯防止啓発月間」への理解を深め参加しましょう。 ◆保護司・更生保護女性会活動等の理解を深めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「社会を明るくする運動」※¹⁴等を通じ、再犯防止に関する地域での活動に協力しましょう。 ◆犯罪や非行をした人たちの社会復帰について関心を持ち、誰もがお互いを理解し合うように努め、素直に、想いや考えを伝えることができる地域をつくっていきましょう。 ◆保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加や協力をしていきましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆町や徳島県社会福祉協議会、徳島県地域生活定着支援センターなど関係機関と連携し、再犯防止の取り組みを進めます。 ◆犯罪や非行の防止に努めるとともに、地域の理解促進に向け、「社会を明るくする運動」※¹⁴や「再犯防止啓発月間」等の広報・啓発活動に取り組みます。 ◆保護司等を中心として、罪を犯した人たちが非行に陥った人たちの立ち直りを支援しましょう。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会の実現をめざします。 ◆再犯防止推進計画の施策に取り組み、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 ◆障がい者就業や、生活困窮者自立支援制度などの福祉施策を活用して、犯罪をした人等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着ができるよう支援します。 ◆刑を終えた人の更生を助け、犯罪予防及び再犯防止に努めている保護司会及び更生保護女性会等の活動を支援します。 ◆再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、「社会を明るくする運動」※¹⁴や「再犯防止啓発月間」等の広報・啓発活動に取り組みます。

◎上板町再犯防止推進計画

1. 再犯防止推進計画策定の趣旨

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

本町においては、法や国・県の再犯防止推進計画を踏まえて計画を策定し、犯罪をした人などの円滑な社会復帰を支援することで、住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組めます。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 計画の根拠

この計画は、法第8条に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付けます。

(2) 計画の期間

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に準ずるものとします。

3. 取組の内容

(1) 国・県・民間団体等との連携強化のための取り組み

国・県、徳島県保護司会連合会や鳴門板野地区保護司会、徳島県更生保護女性連盟などの関係団体と連携した再犯防止推進のネットワークづくりを進めます。

(2) 就労・住居の確保のための取り組み

生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業や就労準備支援事業、就労訓練事業、住居確保給付金の支給などにより、刑務所出所者等を含む生活困窮者の自立に向けた支援を進めるほか、コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）等の関係機関との連携に努めます。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取り組み

高齢受刑者や障がいのある受刑者の現状について理解を深め、徳島刑務所、徳島保護観察所、徳島県地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービスによる出口支援を進めます。

(4) 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取り組み

徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）などと連携し、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会（青少年育成フォーラム）などを通じた青少年の健全育成・非行防止に係る啓発を進めます。

また、家庭の状況にかかわらず、子どもたちが安心して勉学に打ち込めるよう、修学支援を進めます。

(5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取り組み

DV^{*12}、ストーカー、性犯罪などの再犯防止には、加害者の内面に働き掛けを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効とされており、警察や精神科医療機関、保護司会など関係機関と連携しながら、カウンセリングの受診勧奨など、加害予防のための取り組みを進めます。

(6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取り組み

地域住民の協力を得ながら、「社会を明るくする運動」^{*14}や「再犯防止推進月間」（毎年7月）の事業などを通じて、再犯防止についての広報・啓発を進めます。

■取組4 住民との協働による支援事業の推進

【現状と課題】

少子高齢化や障がい者の社会参加が進む中で、あらゆる福祉ニーズに公的サービスで応えていくことには限界があります。

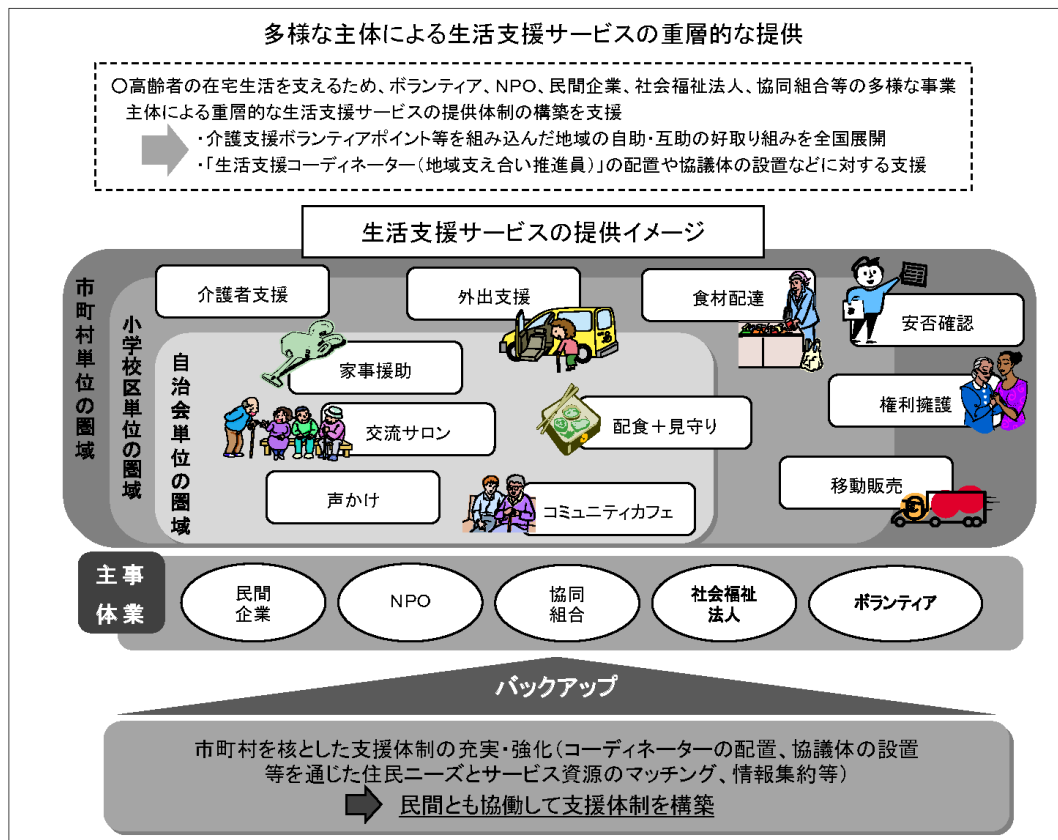
「生活支援体制整備事業」に代表される住民との協働による支援事業を推進し、地域の生活課題の改善・解決を図るとともに、住民自身の自発的・主体的に解決していこうとする行動が求められています。

【施策の方向性】

①生活支援体制整備事業の推進

高齢者の生活支援ニーズに地域住民がサービスの担い手となって対応していく生活支援体制整備事業を推進します。

【参考】国が描く生活支援体制構築事業の構築イメージ



②通いの場づくりの推進

本町では、介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等のための通いの場として、老人福祉センターを設置・運営するとともに、住民の協力を得ながら、元気アップチャレンジ教室や介護予防音楽教室、生活支援体制整備事業を活用した「ささえあいの町かみいた活動」などが行われています。令和2年度は、

新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業の開催自粛を余儀なくされていますが、感染予防対策を進め、本来の開催に戻していきます。

③多様な住民参加型在宅福祉サービス団体の育成

介護保険、障害者自立支援、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービス※¹⁵として、ゴミ捨て、買い物支援、移送、子育て支援など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活での困りごとを一人で悩まず、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの公的機関に早期に相談しましょう。 ◆声かけなど、地域の高齢者を支える活動を可能な限り行いましょう。 ◆要介護状態にならないよう、日頃から健康に注意し、介護予防に努めましょう。 ◆住民参加型在宅福祉サービスの活動に可能な参画・協力を行いましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の困りごとを地域で話し合い、地域で解決する方策を検討していきましょう。 ◆地域で介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等の活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆住民参加型在宅福祉サービス団体を組織化し、地域の生活支援を担っていきましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援体制整備事業を通じて、生活支援に関するニーズ把握やサービス検討を行う協議体活動をこれまで以上に展開し、事業化の実現に町民同志の支援の輪を広げていきます。 ◆住民主体の活動の充実と拡充に努めます。 ◆老人クラブのふれあい教室や、元気アップチャレンジ教室や介護予防音楽教室など、上板町社会福祉協議会事業として展開している通いの場を継続・発展させ、住民とともに、介護予防、閉じこもり防止を進めます。 ◆買い物支援サービス事業の課題を検証し、現行特化しているサービスを今後、日時・便数等拡大や買物外での送迎支援についても検討し、町内の環境づくりの充実及び拡大に向け努めます。 ◆とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会や、全国社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会などと連携しながら、住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。 ◆関係機関との協働による対応体制づくりの推進に努めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民参加型福祉サービスの実施に向けた支援に努めます。 ◆通いの場の活動支援に取り組みます。

第5章 地域福祉活動計画

1 基本理念・基本方針・目標

基本理念

『安心して暮らせる福祉のまち』を目指して

(1) 基本理念

町民だれもが、「上板町に住み続けたい」願いを実現するため、町民一人ひとりのふれあい、ささえあい、かたりあいの集いの輪をひろげ、みんなが平等に幸せを実感できる「福祉のまち」づくりをすすめることを基本理念とします。

- 1) 町民の福祉に対する理解を深めるために、「みんなのために役立つ」ことを大切にしながら、よりよい自立に向けた活動を目指します。
- 2) 町民の福祉に対する関心を高めるために、「みんなとともに楽しむ」ことを大切にしながら、より町民参加による福祉活動を目指します。
- 3) 町民の福祉に対する願いに応えるために、「みんなと交流する」ことを大切にしながら、親しみに満ちた福祉活動を目指します。
- 4) 町民の福祉にかかわる活動をしている人たちと手を結び、「地域住民のための福祉」のあるべき姿を考え、町民の信頼に応える福祉活動を目指します。

(2) 基本方針

制度や行政サービスなどの充実が求められる一方、地域福祉活動の充実では、町民が主体となり地域での支え合いを進め、町民自らが参画し協働する福祉活動の展開が不可欠であります。このため町民の抱える福祉課題を的確に捉え、「お互いの身近な問題は地域の問題」として、町民相互で解決し支えあえる関係づくりを進めていくことが必要となります。

この計画では、次の基本方針を基軸としながら、ともに支え生きていく地域社会の構築に向け、町民の創意工夫による活動をともに進めながら、福祉の風土を根付かせるとともに理解を深め、活力ある地域づくりを目指します。

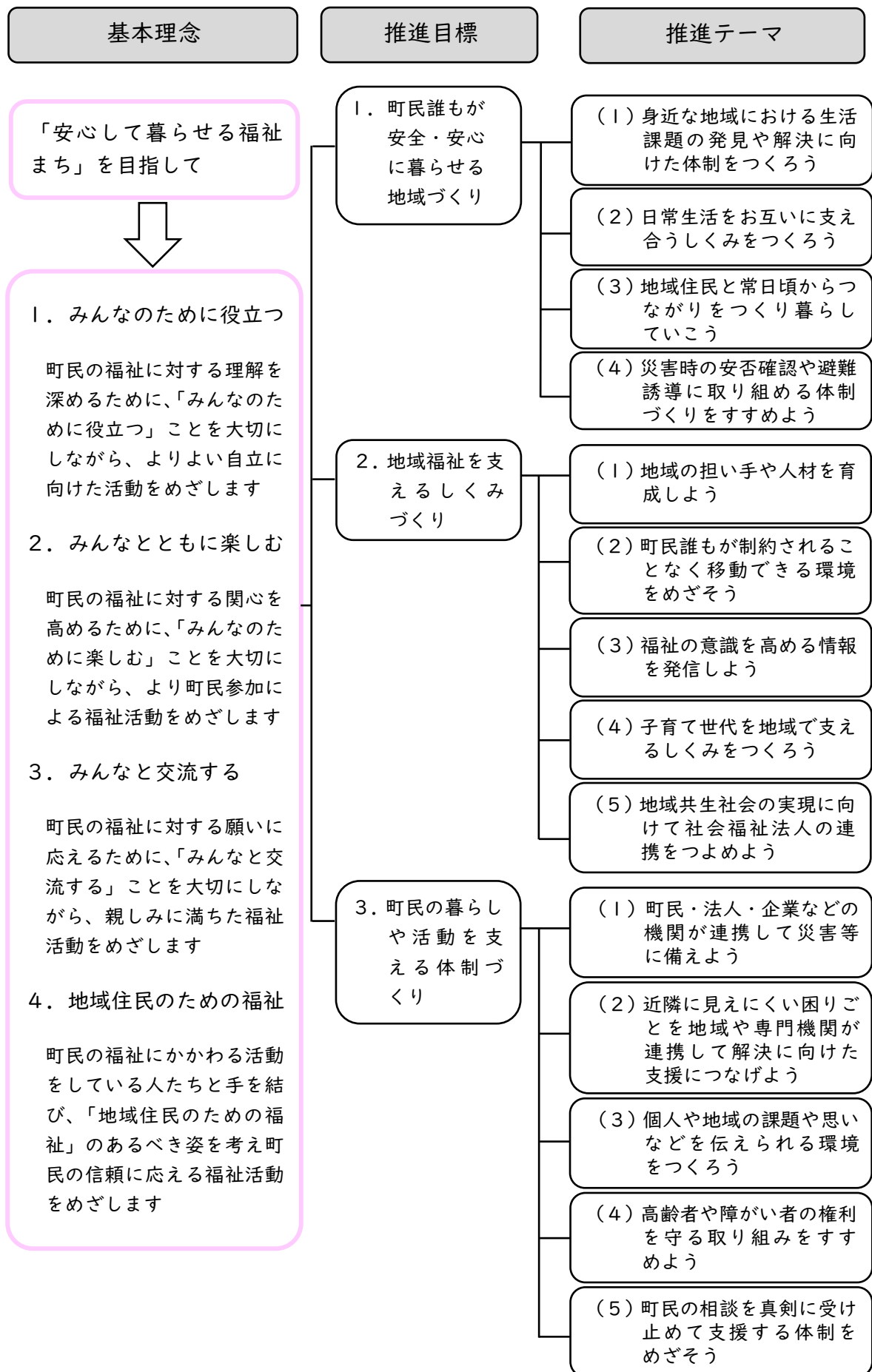
- 1) 実施している事業や活動に参加しやすいシステムづくり。
- 2) 住民主体による地域づくりを、町内隅々にわたり地域福祉活動を目指す。
- 3) 地域福祉の課題など相談から解決までの体制整備の構築を目指す。

(3) 推進目標

基本理念を踏まえて、次のいくつかの目標を設定し、項目のテーマ、項目の具体的な行動計画を策定する。

- 1) 町民誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり。
 - *身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう。
 - *日常生活をお互いに支え合うしくみをつくろう。
 - *地域住民と常日頃からつながりをつくり暮らしていこう。
 - *災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう。
- 2) 地域福祉を支えるしくみづくり。
 - *地域の担い手や人材を育成しよう。
 - *町民誰もが制約されることなく移動できる環境を目指そう。
 - *福祉の意識を高める情報を発信しよう。
 - *子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう。
 - *地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携をつよめよう。
- 3) 町民の暮らしや活動を支える体制づくり。
 - *町民・法人・企業などの機関が連携して災害時に備えよう。
 - *近隣に見えにくい困り事を地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう。
 - *個人や地域の課題や思いなどを伝えられる環境をつくろう。
 - *高齢者や障がい者の権利を守る取り組みをすすめよう。
 - *町民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をめざそう。

2 地域福祉活動計画の推進



3 上板町社会福祉協議会の事業展開

■包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

- ①介護予防ケアマネジメント業務（自立して生活できるよう支援します。）
- ②権利擁護業務（みなさんの権利を守ります。）
- ③総合相談支援業務（介護だけでなく、どのような相談にも対応します。）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域のケアマネジャーにも支援や指導を行います。）
- ⑤認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等を設置）予防講座開催。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの援助を行います。

■生活困窮者自立支援事業

生活困窮者を対象に、包括的かつ断続的な相談支援を行います。また、生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めます。

- ①生活困窮者の把握・相談受付
- ②アセスメント・プラン^{※16}の策定
- ③支援の実施・モニタリング・評価・再プランの策定・終結、また、必要に応じてフォローアップを行う。

■生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター^{※17}や協議体を設置し、住民がともに支え合いながら、地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築します。

■相談事業

心配ごと相談、法律相談、身体障がい者福祉相談を定期日に開設しています。

■共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金）

地域福祉活動やボランティア活動等に配分金を事業に助成しています。ひとり暮らし高齢者訪問、社会奉仕の日、歩け歩け大会、高齢者の交通安全教室、健康運動等を実施し、高齢者の健康増進や社会参加を促進します。

■介護予防事業（元気アップチャレンジ教室）

65歳以上で元気アップチャレンジ教室への参加を希望される方に、栄養、歯科、運動の項目について、現在の状況がわかるアンケートを実施し、その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象で、各種専門家による介護予防指導を実施します。

■地域生活支援事業

必要に応じて、要約筆記者等の派遣を行います。精神保健ボランティアの活動への助成等を行います。

■シルバー人材センター事業

働く意欲のある高齢者（60歳以上）を対象に、庭木・果樹の剪定、除草、消毒、軽作業等の仕事を斡旋し、生きがいと社会参加の機会を提供します。

■買い物支援サービス事業

公共交通機関の利用が極めて不便な地域、移動手段の持たない買い物が困難な高齢者などに対して、送迎方式で買い物支援を行います。

■生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の属する世帯、療養中または要介護の高齢者の属する世帯に対して、関係機関による相談支援を受けることを前提とした資金貸し付けを行うことによって、当該世帯の経済的自立や生活意欲を高めていきます。

■日赤社費募金（日本赤十字社費）

日赤社費募金、研修会や役員会等の実施、日本赤十字奉仕団研修を行っています。

■善意銀行

金銭・物品等の預託、払い出しを行います。また福祉物品購入資金の払い出しや、施設へ物品などの払い出しや施設の修理等を行います。（例：老人集会所の綴帳、机、パイプいす、マイクロバス、社用車等の購入）

■上板町老人クラブ連合会

団体事務局として、研修会、役員会、社会奉仕、ボランティア活動、研修旅行、各種福祉大会等に参加しています。

老人クラブが行う健康づくりとして、太極拳講座、健康体操（みんなでからだ元気講座）等を開催、また、歩け歩け大会や運動会、グラウンドゴルフ・ゲートボール、ペタンク講習会等を実施します。町内各集会所等も積極的に利用します。

■上板町身体障がい者会

団体事務局として、役員会、研修会の開催、研修旅行、ふれあいの日、各種福祉大会等に参加しています。

■上板町ボランティア連絡協議会

団体事務局として、各種ボランティア団体との連絡調整のほか、役員会、研修会、ボランティア活動、災害救援ボランティア訓練等に参加しています。

■上板町福祉委員会

団体事務局として、関係機関との連絡調整のほか、ひとり暮らし高齢者等の安否の確認、研修会、役員会、各種ボランティア活動等に参加しています。

第6章 計画の推進体制

1 計画の広報・啓発

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、住民をはじめとする地域の様々な主体が、それぞれの役割分担のもと、地域一体となって取り組んでいくことが重要となります。

これらの主体が地域福祉の理念と目標を共有し、地域福祉の推進に能動的に取り組めるよう、広報紙やホームページ、イベント等、様々な媒体や機会を活用し、計画の広報・啓発を行います。

(1) 住民への啓発

本計画で示した内容については、広報紙やホームページなどの情報発信媒体の活用により周知を行います。

また、より効果的な周知を図るため、地域における各種イベント等を利用し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

(2) 地域活動団体や事業者などへの啓発

自治会や民生委員・児童委員^{※3}、NPO^{※9}、ボランティア等をはじめとした地域福祉活動団体、サービス提供者等は、地域福祉推進にあたっての重要な担い手です。

こうした地域福祉活動団体や各種事業者に対して、地域福祉に対する理解を促進するため、地域福祉についての説明会や報告会などの開催を検討し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

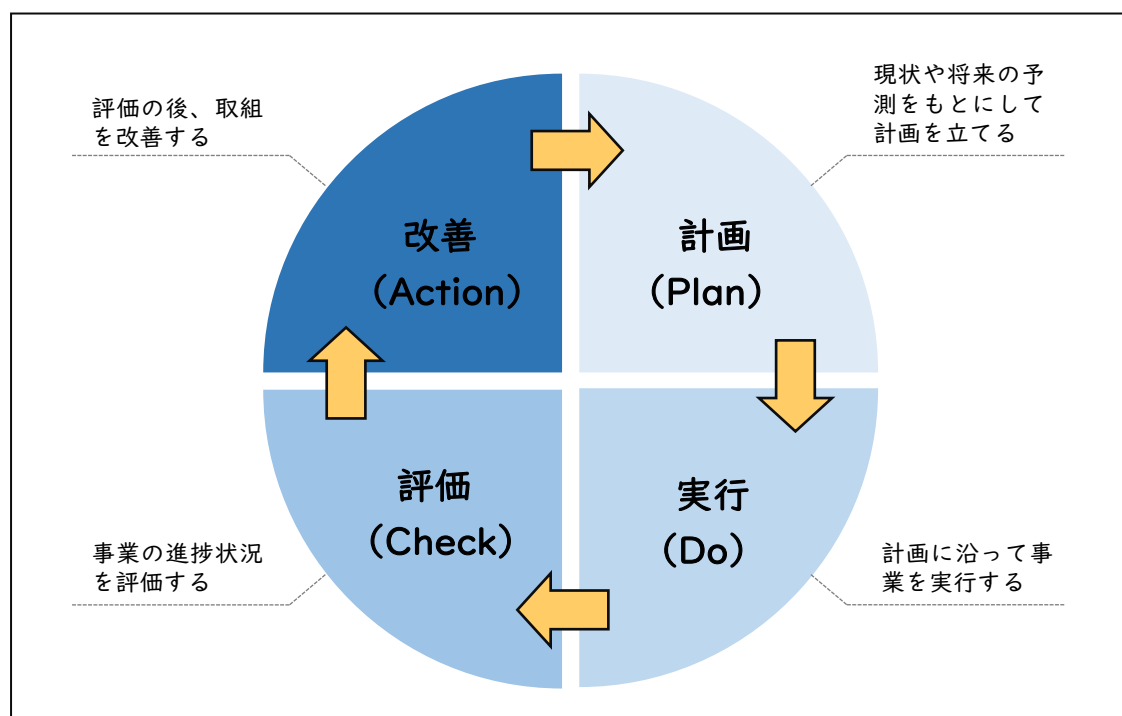
2 計画の評価・進行管理・見直し

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に調査、分析及び評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築を行います。

本計画は、各地域における地区地域福祉活動の実施状況、各関連計画の進行状況や今後の様々な社会保障制度の見直しなどを踏まえながら、必要に応じて見直しや修正を行います。

また、高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援・健康増進等、関連する計画の見直しにあたっては、地域福祉計画の理念を共有しつつ、各計画が持つ本来の目的に沿った効果的な施策の展開がなされるよう調和・整合を行います。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

Ⅰ 上板町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、本町における地域福祉計画の策定にあたり、総合的な事項を検討する上板町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項。
- (2) その他計画の策定及び見直しに関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係機関
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生児童課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

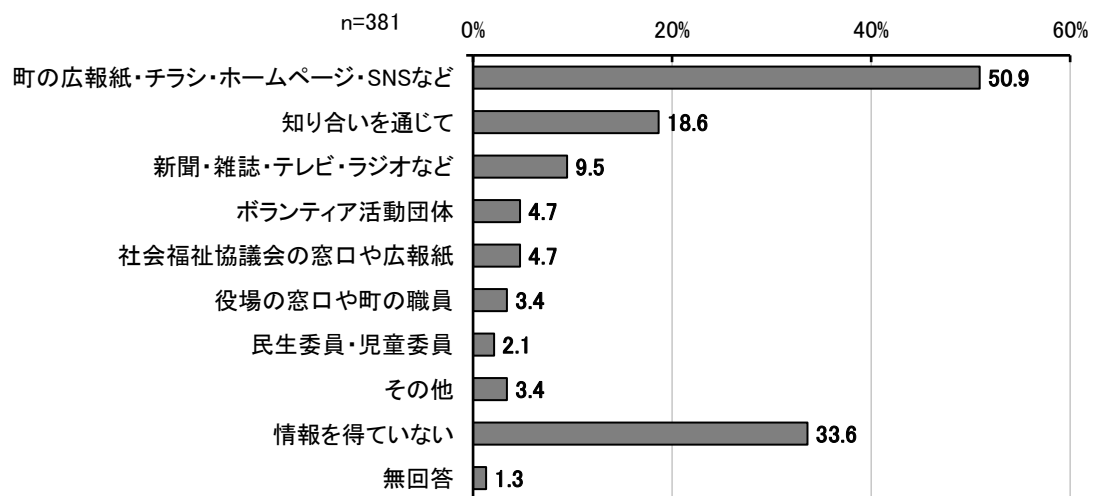
2 アンケート結果（抜粋）

①住民調査

問 あなたは、地域活動やボランティア活動に関する情報をどこから得ていますか。

地域活動等に関する情報の入手先についてみると、「町の広報紙・チラシ・ホームページ・SNSなど」が50.9%と最も高く、次いで「知り合いを通じて」18.6%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」9.5%の順となっています。
一方、「情報を得ていない」が33.6%となっています。

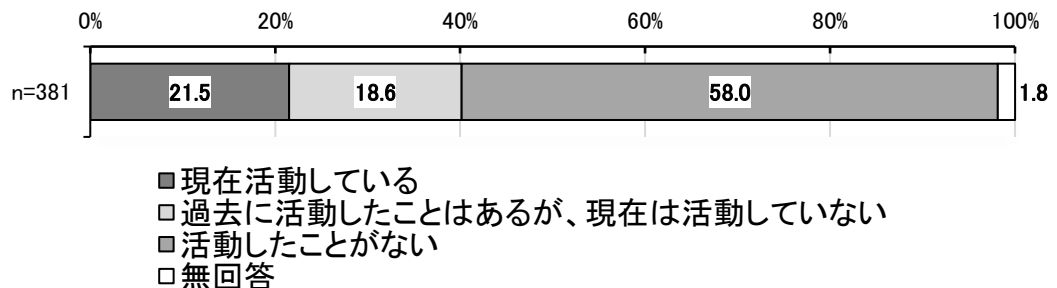
【複数回答】



問 あなたは、自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動をしていますか。

自治会等の地域活動への参加についてみると、「現在活動している」21.5%、「過去に活動したことはあるが、現在は活動していない」18.6%、「活動したことがない」58.0%となっています。

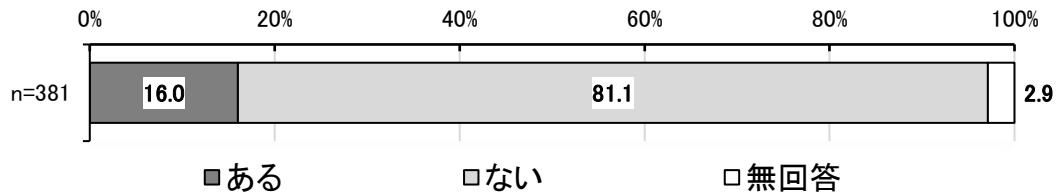
【単数回答】



問 あなたは、過去5年間で、自治会等の地域活動以外のボランティア活動に参加したことがありますか。

ボランティア活動への参加状況についてみると、「ある」16.0%、「ない」81.1%となっています。

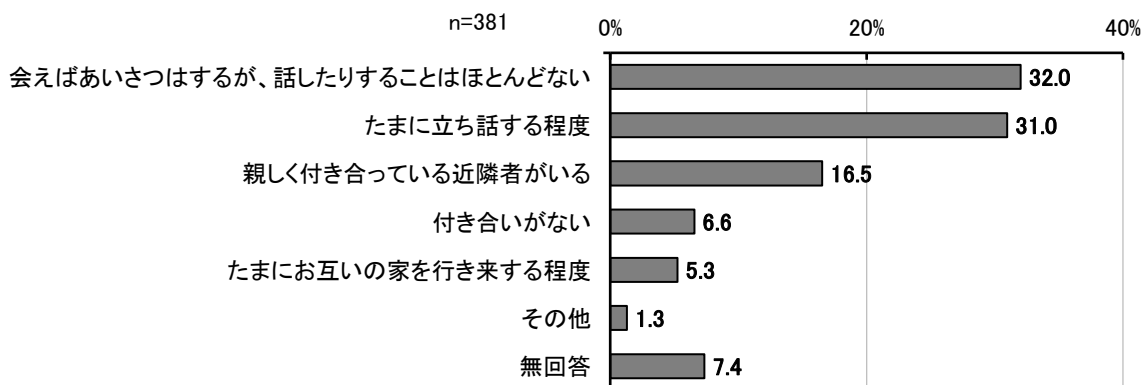
【単数回答】



問 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

近所の方との付き合いについてみると、「会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない」32.0%、「たまに立ち話する程度」31.0%の順となっており、近所付き合いの希薄さがうかがえます。

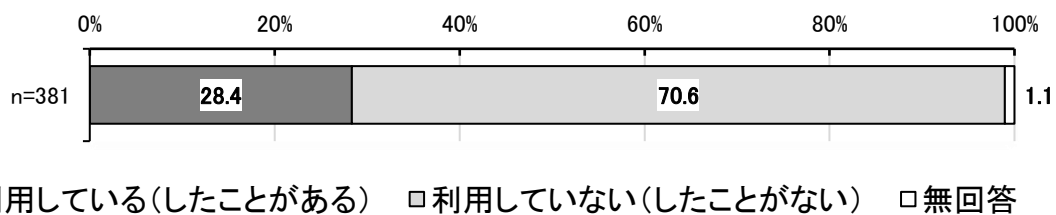
【単数回答】



問 あなたやあなたの家族は、行政による福祉サービス（高齢者、障がいのある人、子育て世帯、低所得者に対する相談や支援など）を利用していますか（または利用していましたか）。

行政による福祉サービスの利用についてみると、「利用している（したことがある）」28.4%、「利用していない（したことがない）」70.6%となっています。

【単数回答】



問 あなたは、以下のことについてだれに（どこに）相談していますか。

様々な悩みの相談先についてみると、すべての項目で「身内（家族・親族）」が最も高くなっています。一方、「特に相談していない（しない）」もすべての項目で1～4割を占めており、相談していない方が多数いることもうかがえます。

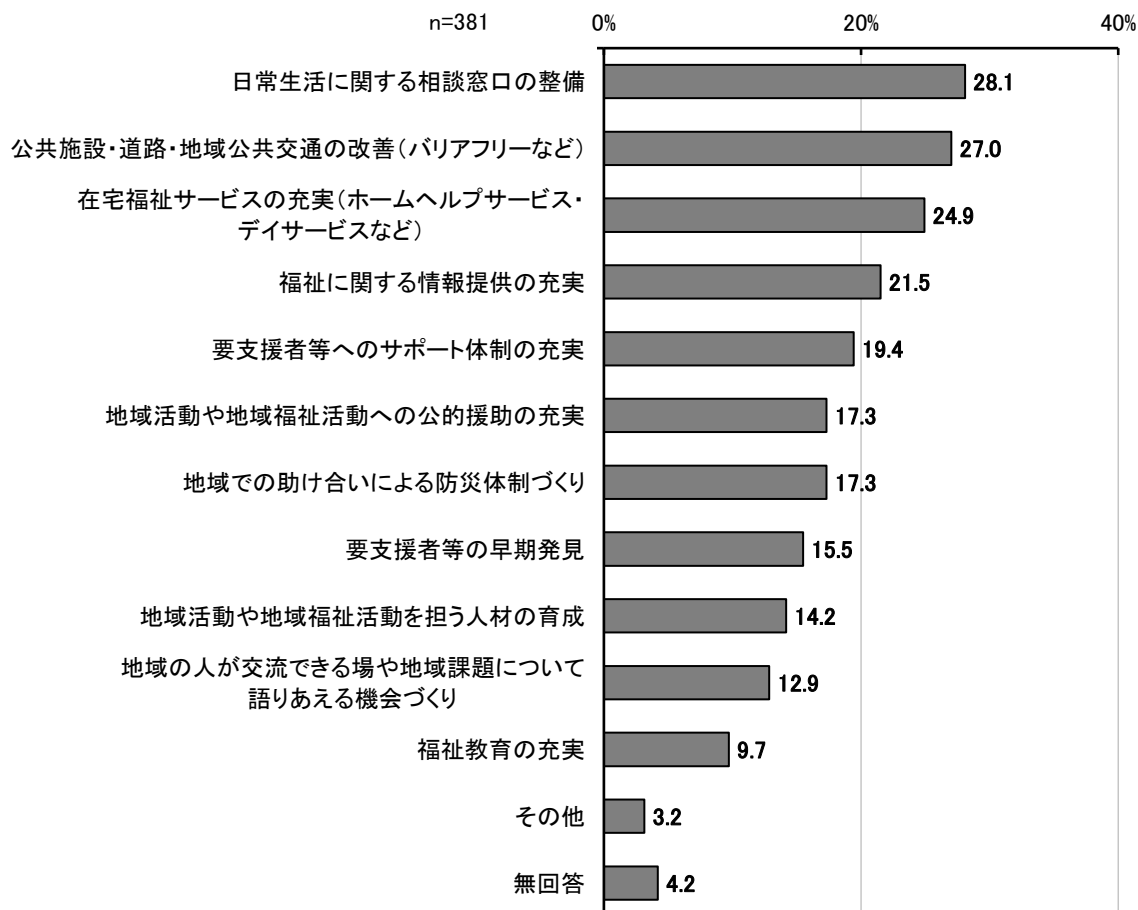
【複数回答】

n=381	①自分や家族の健康のこと	②自分や家族の生活や将来のこと	③介護に関すること	④子育てに関すること	⑤家計など経済的問題	⑥近所とのトラブル
身内（家族・親族）	80.6%	76.9%	50.7%	50.4%	60.9%	45.4%
友人	23.1%	22.3%	11.0%	21.5%	7.4%	11.6%
近所の人	2.9%	1.6%	1.1%	1.3%	0.3%	7.6%
職場の人	13.1%	8.1%	4.2%	11.0%	2.6%	4.5%
医療機関・福祉サービス事業所	12.6%	2.4%	12.1%	3.2%	0.0%	0.0%
民生委員・児童委員 ^{※3}	0.0%	0.5%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%
町などの相談窓口	1.6%	1.8%	3.7%	3.4%	0.8%	6.3%
その他	1.3%	1.6%	1.1%	2.9%	1.6%	3.2%
特に相談していない（しない）	13.4%	18.1%	41.7%	40.9%	36.2%	45.1%
無回答	1.1%	1.1%	2.1%	6.0%	1.6%	3.2%

問 あなたは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、今後どのようなことが必要だと思いますか。

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことについてみると、「日常生活に関する相談窓口の整備」が28.1%と最も高く、次いで「公共施設・道路・地域公共交通の改善（バリアフリーなど）」27.0%、「在宅福祉サービスの充実（ホームヘルプサービス・デイサービスなど）」24.9%の順となっています。

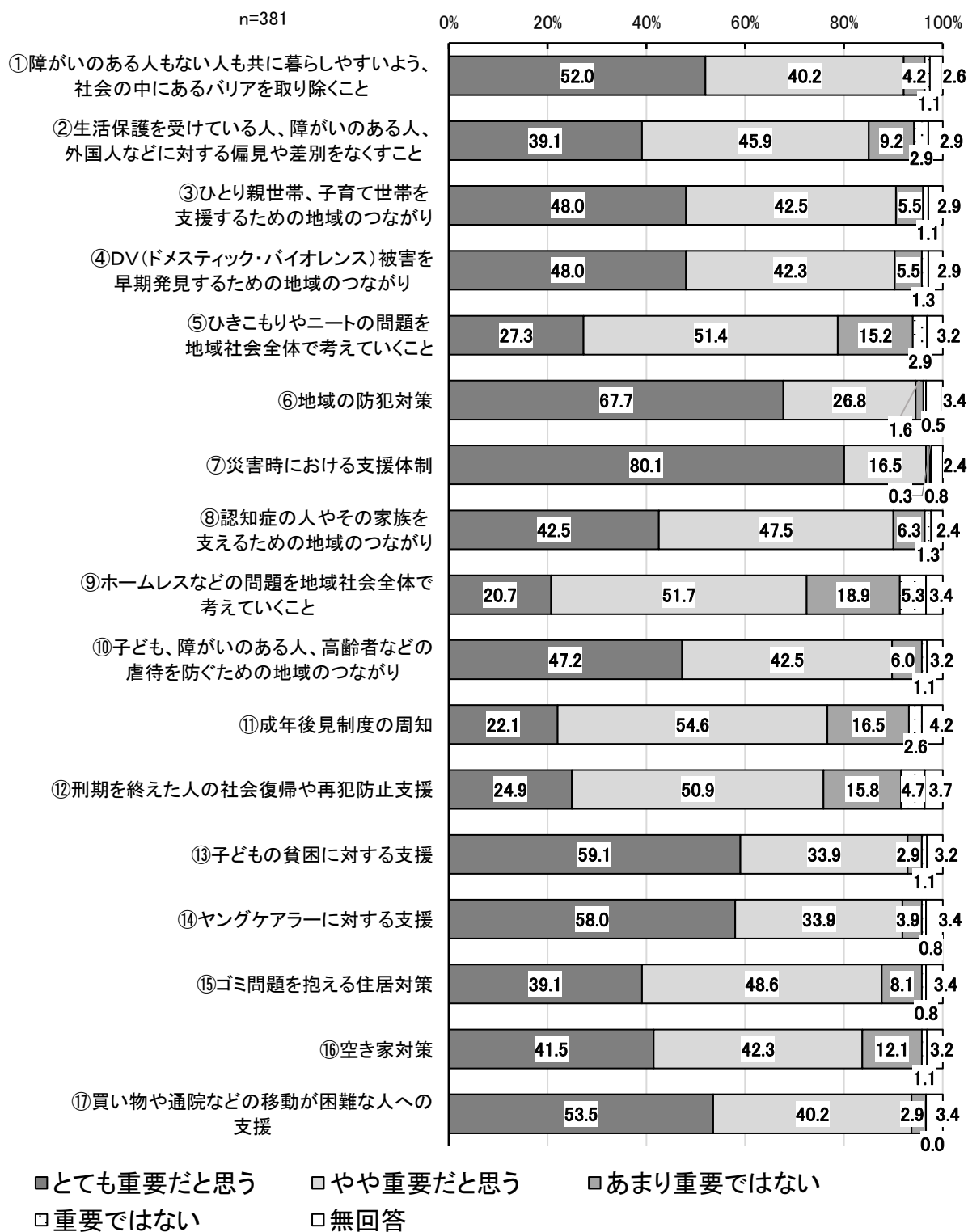
【複数回答】



問 あなたは、次のような福祉的課題について、どの程度重要だと思いますか。

福祉的課題についてみると、「重要だと思う」（「とても重要だと思う」と「やや重要だと思う」の合計）は「⑦災害時における支援体制」が96.6%と最も高く、次いで「⑥地域の防災対策」94.5%、「⑰買い物や通院などの移動が困難な人への支援」93.7%の順となっています。

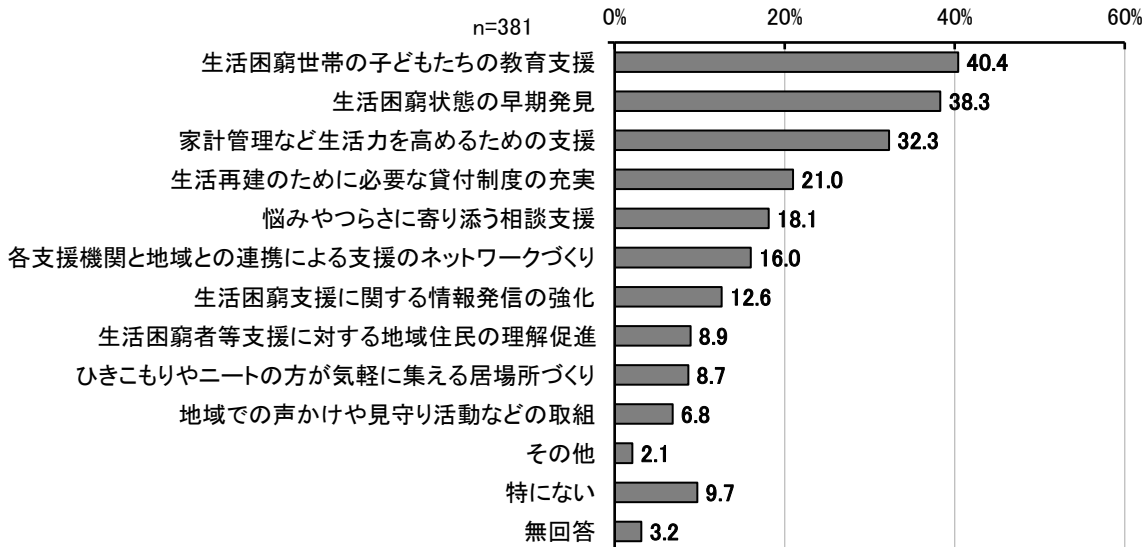
【単数回答】



問 あなたは、生活困窮にある世帯への支援として、今後どのようなことが必要だと思いますか。

生活困窮にある世帯への支援として必要なことについてみると、「生活困窮世帯の子どもたちの教育支援」が40.4%と最も高く、次いで「生活困窮状態の早期発見」38.3%、「家計管理など生活力を高めるための支援」32.3%の順となっています。

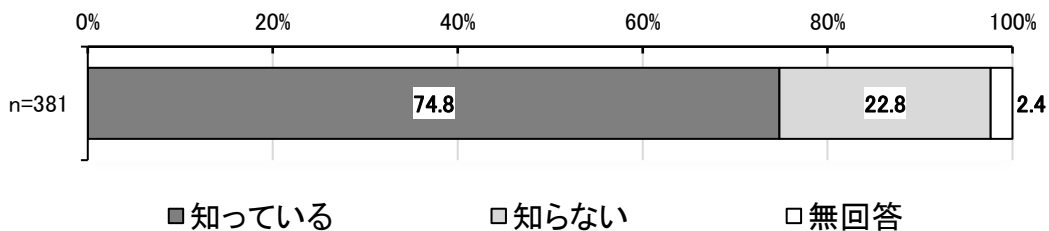
【複数回答】



問 あなたは災害時の避難場所・避難所を知っていますか。

災害時の避難場所・避難所の認知についてみると、「知っている」74.8%、「知らない」22.8%と、7割が「知っている」と回答しています。

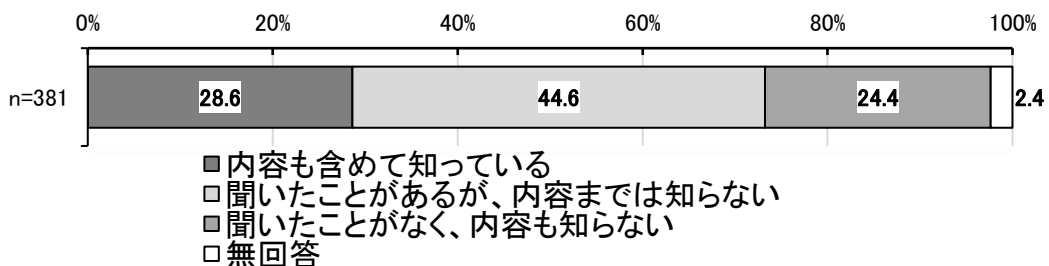
【単数回答】



問 あなたは、成年後見制度について知っていますか。

成年後見制度の認知についてみると、「内容も含めて知っている」28.6%、「聞いたことがあるが、内容までは知らない」44.6%、「聞いたことがなく、内容も知らない」24.4%となっています。

【単数回答】

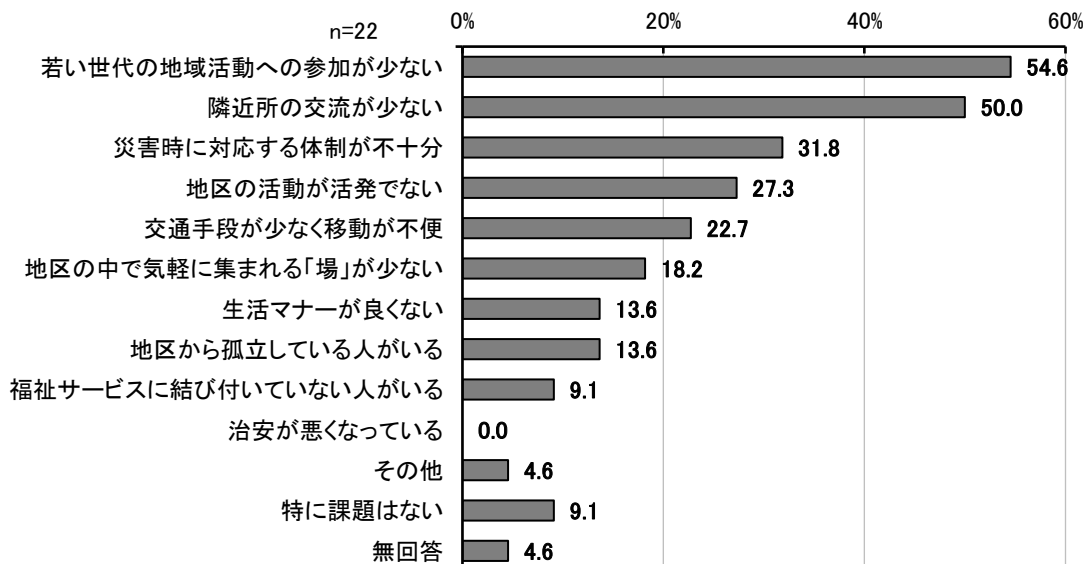


②民生委員・児童委員※³調査

問 あなたの担当地区では何が課題だと思いますか。

担当地区での課題についてみると、「若い世代の地域活動への参加が少ない」の割合が54.6%と最も高く、次いで「隣近所の交流が少ない」50.0%、「災害時に対応する体制が不十分」31.8%、「地区の活動が活発でない」27.3%の順となっています。

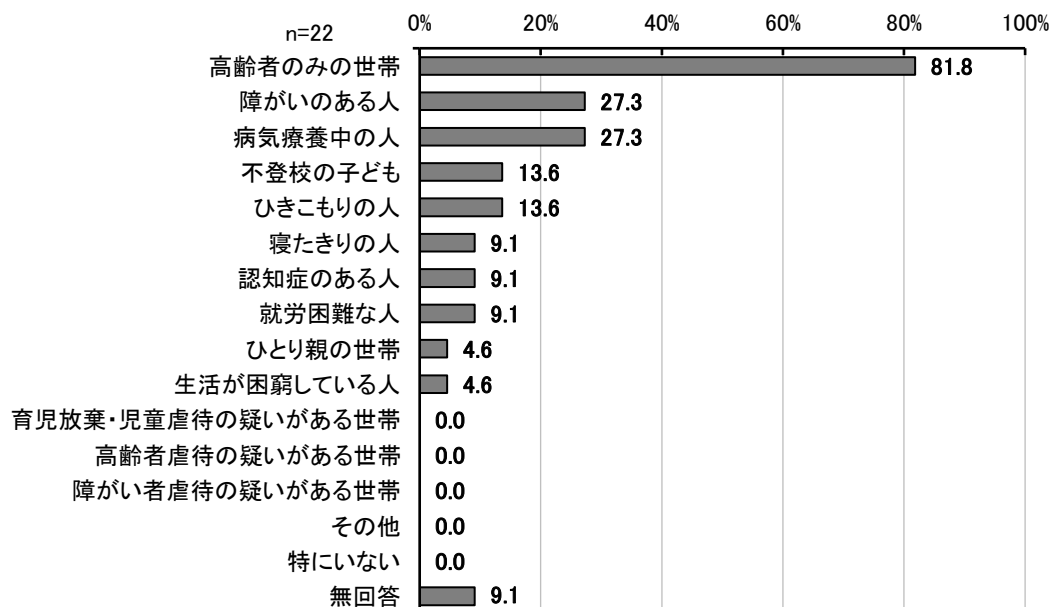
【複数回答】



問 あなたの担当地区で見守り対象としている方、または、世帯はありますか。

見守り対象としている方、世帯についてみると、「高齢者のみの世帯」の割合が81.8%と最も高く、次いで「障がいのある人」「病気療養中の人」がそれぞれ27.3%、「不登校の子ども」「ひきこもりの人」がそれぞれ13.6%となっています。

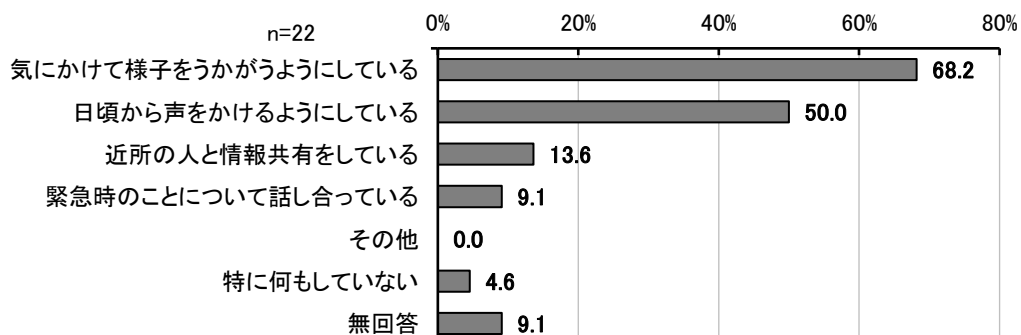
【複数回答】



問 災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることはありますか。

災害時に支援が必要な人への日常的な支援についてみると、「気にかけて様子进行うかがうようにしている」の割合が68.2%と最も高く、次いで「日頃から声をかけるようにしている」50.0%、「近所の人と情報共有をしている」13.6%の順となっています。

【複数回答】

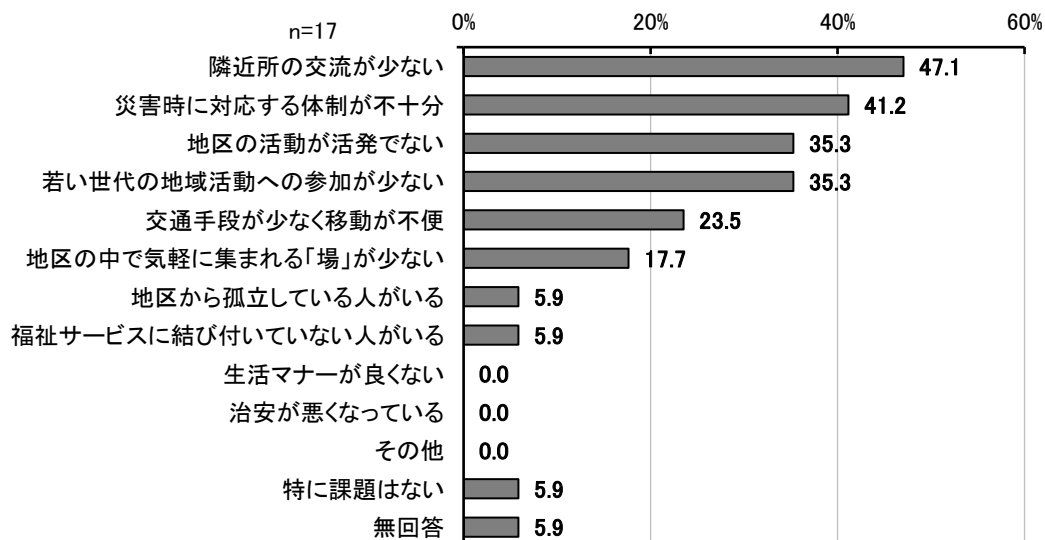


③福祉委員※4調査

問 あなたの担当地区では何が課題だと思いませんか。

担当地区での課題についてみると、「隣近所の交流が少ない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「災害時に対応する体制が不十分」41.2%、「地区の活動が活発でない」「若い世代の地域活動への参加が少ない」がそれぞれ35.3%の順となっています。

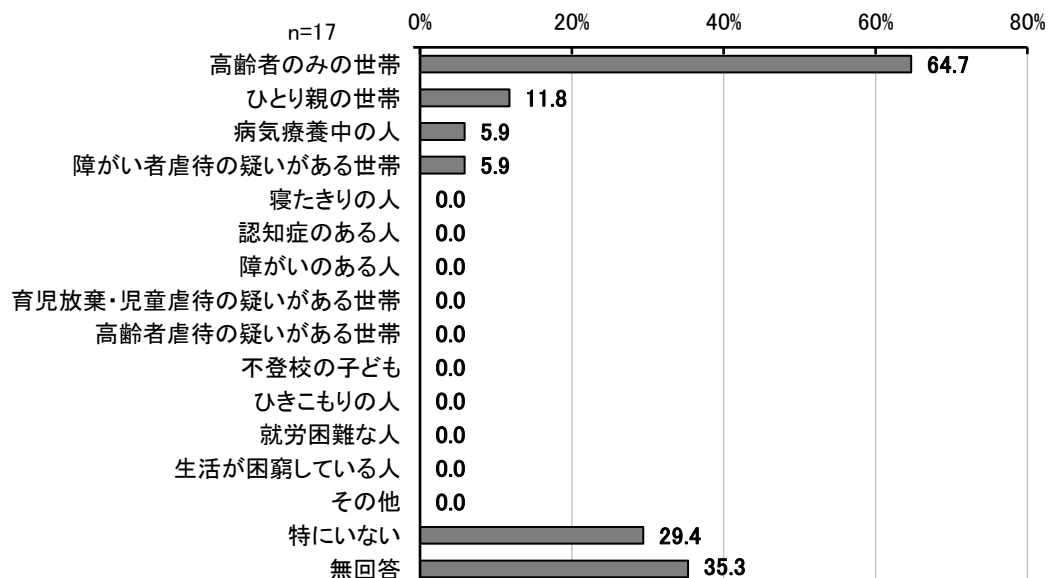
【複数回答】



問 あなたの担当地区で見守り対象としている方、または、世帯はありますか。

見守り対象としている方、世帯についてみると、「高齢者のみの世帯」の割合が64.7%と最も高く、次いで「ひとり親の世帯」11.8%となっています。
一方、「特にいない」が29.4%となっています。

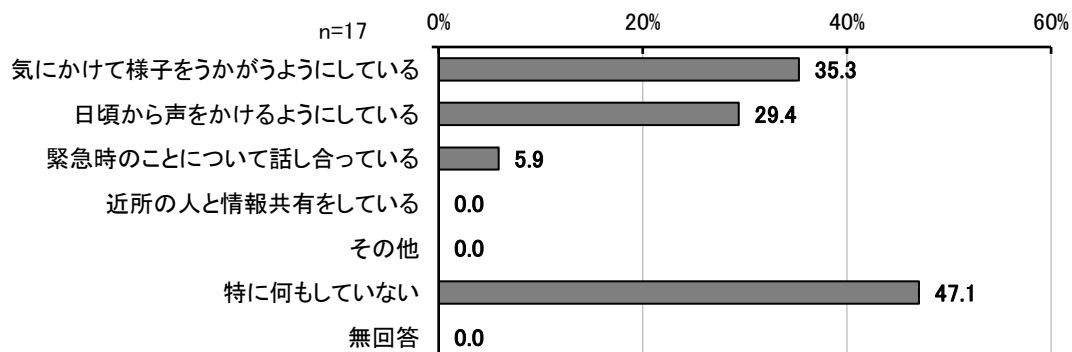
【複数回答】



問 災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることはありますか。

災害時の要支援者に対する日常的な支援についてみると、「気にかけて様子进行うかがうようにしている」の割合が35.3%と最も高く、次いで「日頃から声をかけるようにしている」29.4%、となっています。
一方、「特に何もしていない」が47.1%となっています。

【複数回答】

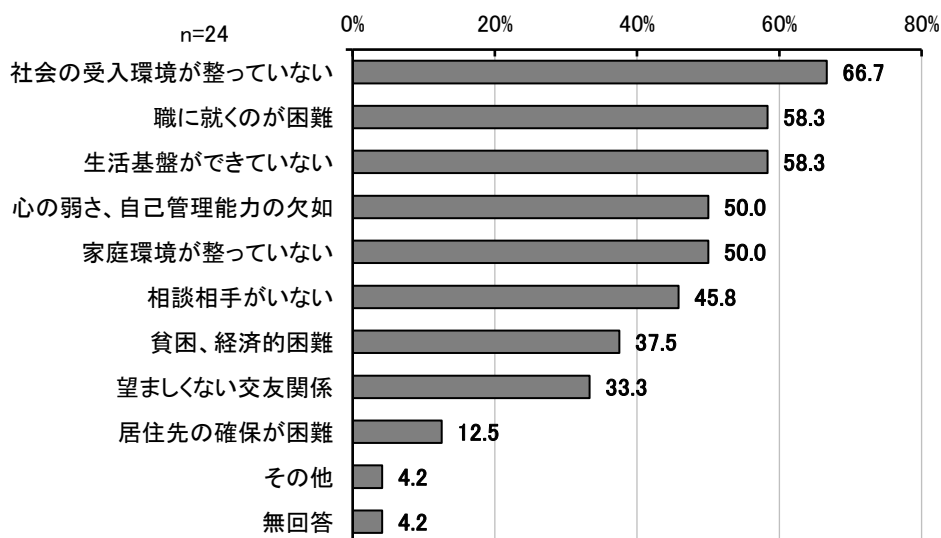


④保護司・更生保護女性会調査

問 犯罪や非行をした人が再犯に至ってしまう主な理由は何だと思えますか。

再犯に至る理由についてみると、「社会の受入環境が整っていない」の割合が66.7%と最も高く、次いで「職に就くのが困難」「生活基盤ができていない」がそれぞれ58.3%、「心の弱さ、自己管理能力の欠如」「家庭環境が整っていない」がそれぞれ50.0%となっています。

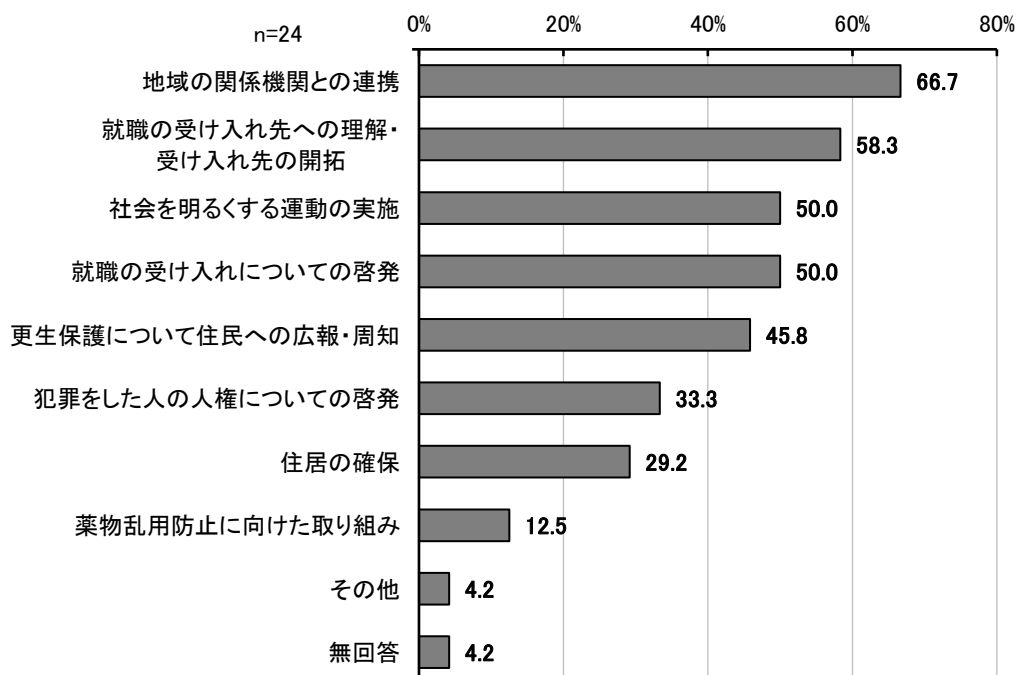
【複数回答】



問 再犯防止に向けて町が取り組むべきだと思う内容をすべて選択してください。

再犯防止に向けて取り組むことについてみると、「地域の関係機関との連携」の割合が66.7%と最も高く、次いで「就職の受け入れ先への理解・受け入れ先の開拓」58.3%、「社会を明るくする運動^{*14}の実施」「就職の受け入れについての啓発」がそれぞれ50.0%となっています。

【複数回答】



3 用語集

番号	用語	意味
※1	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能でよりよい社会の実現を目指すために世界共通の17の目標を設定し、2030年を達成年限として取り組みを進めている。
※2	LGBTQ	Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、身体の性と性自認が異なる人)、Queer / Questioning (クィアまたはクエスチョニング、性的指向・性自認が定まらない人)の頭文字をとった略語。性的マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。
※3	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受けて、担当地域の住民の相談に応じたり、必要な援助などを行う人のこと。社会福祉の増進に努める「民間奉仕者」で、民生委員は「児童委員」も兼ねている。
※4	福祉委員	上板町社会福祉協議会から委嘱を受けて、民生委員・児童委員等と協力しながら、地域住民の身近な相談を受けたり、専門機関につなぐ役割を担う人のこと。
※5	ケアマネジメント	利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題 (ニーズ) に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのこと。
※6	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
※7	食生活改善推進員	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた地域の健康づくり活動を行うボランティアのこと。「ヘルスメイト」とも呼ばれている。

番号	用語	意味
※8	AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
※9	NPO	非営利組織（Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization）の略称。営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う組織のこと。
※10	地域包括ケアシステム	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいや日常生活に関する支援が包括的に確保される体制のこと。
※11	8050 問題	8050 とは、80 代の親が、様々な要因でひきこもり状態にある 50 代の子どもの生活を支える状況を意味し、そのことによって生じる社会的孤立や経済的困窮などの問題のこと。
※12	DV	ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。
※13	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が普通の生活を送ることができる社会をめざすという考え方、理念のこと。
※14	社会を明るくする運動	犯罪のない安全で安心な明るい社会の実現に向けて、過去に罪を犯した人の立ち直りを支援する輪を広げていくための運動のこと。
※15	インフォーマルサービス	家族、近隣住民、NPO やボランティア団体が行うサービスのうち、介護保険サービスなどの法律や制度に基づかないサービスのこと。
※16	アセスメント・プラン	対象者との聞き取りを通して集めた情報を分析・評価し、その結果に基づいて作られる計画のこと。
※17	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。「地域支え合い推進員」とも呼ばれている。

第2期上板町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和8（2026）年3月

発行・編集：上板町・上板町社会福祉協議会

《上板町民生児童課》

〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚4番地

電話：088-694-6811 FAX：088-694-5903

《上板町社会福祉協議会》

〒771-1330 徳島県板野郡上板町西分字橋西1番地11

電話：088-694-6155 FAX：088-694-6162